平成15年厚岸町議会第4回定例会 平成15年度各会計補正予算審査特別委員会会議録 平成15年12月15日 集 期 日 招 招 集 場 所 厚岸町議場 開 会 平成15年12月17日 午後12時04分 開閉日時 閉 会 平成15年12月17日 午後 6時45分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席	rr.	Þ	出席〇	議席	氏		æ	出席〇
番号	氏	名	欠席×	番号			名	欠席×
1	室崎	正之	0	10	池	田	實	0
2	安 達	由 圃	0	11	岩	谷	仁 悦 郎	0
3	南 谷	健	0	12	谷		弘	0
4	小 澤	準	0	13	菊	池	賛	0
5	中川	孝之	0	14	田	宮	勤司	0
6	佐藤	淳一	0	15	佐	齌	周 二	0
7	中 屋	敦	0	16	竹	田	敏 夫	0
8	音 喜 多	政 東	0	17	鹿	野	昇	
9	松 岡	安 次	0					
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名								

1. 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
小	倉	利	_	髙	橋	政	_	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏	名	職名	氏	名
町 長	若 狹	靖	デイサービス	玉田	勝幸
助 役	大 沼	隆	センター施設長	正 田	粉辛
収 入 役	黒 田	庄 司	監 査 委 員	今 村	實
総務課長	田辺	正保	監査事務局長	阿 野	幸男
行財政課長	斉 藤	健一	教 育 長	富澤	泰
まちづくり	福田	* # +	教委管理課長	柿 崎	修一
推進課長	— 福 田 	美樹 夫	教 委 生 涯	-	т т
税 務 課 長	大 野	榮 司	学習課長	松浦	正之
町 民 課 長	久 保	一將	教 委 体 育	+ ===	毎女 ⊒∃
保健福祉課長	大 平	裕一	振興課長	大 野	繁嗣
環境政策課長	松澤	武夫	教委指導室長	大 場	和 典
農政課長	西 野	清	農委事務局長	藤田	稔
水 産 課 長	大 崎	広 也	保健福祉	+ /\ □	3
商工観光課長	高 根	行 晴	課長補佐	松見	弘文
建設課長	北 村	誠	カキ種苗	- 公	4n n≢
水道課長	山 﨑	国 雄	センター所長	常谷	智晴
病院事務長	古 川	福一	町営牧場場長	岡 田	博
特別養護老人	* -	公	海事記念館館長	桂 川	実
ホーム施設長	藤田	稳	情報館館長	小 杉	元 一

議 長 ただいまより平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

開会時刻12時04分

議 長 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。

4番。

4 番 議長の指名により決していただきたいと思います。

議 長 ただいま議長指名の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員が互選されました。

委員会を休憩します。

午後の再開は1時とします。

休憩時刻12時05分

委員長 委員会を再開いたします。

再開時刻13時00分

委員長 ただいまより平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

委員長 初めに、議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題として審査を 進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、9ページをお開きいただきたいと思います。

款項目により進めてまいりたいと思います。

歳入から入ります。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金。

ございませんか。

(な し)

委員長 9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

14番、田宮議員。

14 番

特別交付税の交付額が決まったというふうに聞いておりますが。

委員長

行財政課長。

行 財 政課 長

特別交付税12月交付分が、昨日交付決定ということで情報が参っておりまして、 厚岸町といたしましては1億1,328万2,000円ということで、前年度から対比いた しまして1,414万3,000円、14.3%の増となっております。12月交付の分でござい ますけれども、1億1,328万2,000円、昨年と比較いたしまして1,414万3,000円 の増で、14.3%の伸びでございます。

以上であります。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

総額幾らになったか聞くんですか、わかりました。今お聞きのように、総額が幾 らになるのか、それもお知らせいただきたいと思います。

ところで、新聞によりますと、十勝沖地震の災害の関係が多分にあるというふう に拝見をいたしましたが、それぞれの町村でかなり開きがあるようにも思えるんで すね。そういう点ではいかがでしょうか。その総額もつけ加えてください。

委員長

行財政課長。

行財政課 長

今の特交の総額ということでございますので、特交の総額につきましては、3月交付も含めて見込みを立てるわけでございますけれども、現段階においては、特別交付税については7.5%減ということで、私どもとしては見込みを立てている状況であります。ですから、今1億1,328万2,000円が交付されておりますから、我々といたしましては、見込みといたしましては4億5,600万円程度予定をしておりますけれども、これは、3月交付受けてみなければわかりません。ただ、当初予算段階においては、特別交付税といたしましては3億1,349万8,000円を現予算で計上しているという状況であります。ですから、今回は、12月交付で1億1,328万2,000円のルール交付を受けたということであります。

それと、中身でございますけれども、実は、この中身の詳細は、今週中にでも入ってくるかと思うんですけれども、まだ総額しか来ておりません。それで、実際的に、今回のルール交付というのは、災害対策まず1つあります。それと、病院の不採算部門の関係に対する医療対策、それと、農林関係の中山間の支払交付金を含めて、それの財源措置、基地関係の財源措置。大きく言うと、これらの4つの項目が

今回の中に入ってきているという状況であります。

それで、管内的な分析はまだしてございませんけれども、特に大きく伸びたところで申しますと、釧路町あたりが1億1,062万8,000円ということで、昨年が4,868万4,000円も伸びていますから、90何%という伸びになってございます。ただ、基本的に、地震の関係につきましては、厚岸町も被害を受けましたけれども、釧路町、釧路市、それと、白糠町、音別、これらの被害が判断によると非常に大きかったというふうになっておりまして、これらのことが基本的に反映されているということであります。

それと、そのほかの要因の部分で、農業関係だとか病院を持っている不採算も抱えているところの部分でふえているところもありますけれども、これは、ちょっとほかの状況を見なければわからないところがあります。ですから、含めて、特徴的に伸びたのは釧路町、それと、阿寒町、それと、白糠、音別は70%台の伸びを示しているということでありまして、これは地震の影響であるというふうに思っております。

以上であります。

委員長

よろしいですか。

9番、松岡委員。

9 番

当初予算を組むときには、一応これ4億 5,600万円程度を見込んでの当初予算を組んだんですか。当初予算は、3億何ぼと言いましたね。だけれども、大体4億 5,000 万円くらい入るだろうということを予定して組んだんでしょう。そして、これ、特別交付税、今の1億 1,000何ぼというのは、今が初めてなんですか。初めてなの。見込みとしてはどうなんですか。

委員長

行財政課長。

行財政課 長

特別交付税の当初の編成につきましては、予定している大体70%を計上しているということでありまして、それが、3億1,049万8,000円という数字に相なっております。ですから、今回12月交付が初めてでありまして、1億1,300万円交付受けましたけれども、あとは、3月の特殊財政需要を含めて交付になるということでありまして、我々の部分としては、国で言っている7.5%の減は受けるだろうということで腹づもりをしておりまして、そのほかにいろいろ要素があるんですけれども、標準的にはそのぐらいの減額になるだろうというふうに一応予想をしているという

状況であります。ですから、これについて、今後、財政事情を含めて積み上げてまいります。ですから、今回の災害も、当初の考え方ではありませんでした。ですから、これらが 7.5%下がっていくのかどうなのかも含めて、3月の財政需要を含めて、道を含め、これらの財政需要をきちんと掘り起こしながら要望していかなければならないというふうに思っております。

委員長

9番、松岡委員。

9 番

昨年は、たしか5億2,000万円だったですね。厚岸町は、5億円の大台は常に超えていたわけですよ。そういうところからいってみて、一応当初予算を組むときには、当初予算のときには、腹づもりとして4億5,600万円程度と見込んでいたものが、仮に5億円を超えた場合は、何とか財政を3億円ずつあれしていくということに対して、この特別交付税においてもその分は幾らか見られるのではないかというような気がするんですが、それについてはどういうお考えですか。

委員長

行財政課長。

行財政 長

今、財源捻出の関係だというふうに思いますけれども、普通交付税、特別交付税 含めて、この織り込み済みのものは、大体特別交付に関しては 7.5%ぐらい下がる だろうということの織り込みの中での財源捻出計画を立てております。ですから、 今言われるとおり、これが上回る状況であれば、その財源捻出にプラスの要因にな るということにご理解を願えればなと思っております。

以上です。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、3目農林水産業費負担金。 金。

12款使用料及び手数料、1項手数料、3目衛生使用料。

ございませんか。

(な し)

委員長

4目農林水産業使用料、5目商工使用料、2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、3項証紙収入、1項1目証紙収入。

ございませんか。

(な し)

委員長

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。 ございませんか。

(な し)

委員長

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土 木費国庫補助金。

13番、菊池委員。

13 番

時々お聞きしておりますけれども、2節河川費補助金のところで、汐見川改修事業補助金減額350万円、歳出の方でも1,050万円の減額になっておりますけれども、減額理由と、それと、改修の予定と橋の見込みありますね。それについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

汐見川の河川の護岸改修の関係でございますけれども、河川の護岸工そのものの 実施については、当然、それと別にあわせて橋梁有明2号橋の道路と橋梁部分の工 事と重複する形になってきます。したがいまして、橋梁工事に係る部分で、平成14 年度に河川費により調査設計していただいて、15年度河川の橋梁と道路部分の取り つけで、工事アロケーションといいますか、要は、道路部分で持つ分と、橋梁部分 で持つ分のこういう協定がございます。それらに基づいた段階でとらえ方のちょっ と違いがございまして、河川の方では前年度やった分の調査設計も全部含みますよ という形になったものですから、道路であれば、そういう前年度分は既に終わって いることですから、道路では見られないという形で、ちょっと補助の取り組みが違 ってきまして、その部分が、非常に町の持ち出しというかなり大きくなるという形 の中では、今回、河川改修分のちょうど護岸工、必要最小限、ということは、橋梁 部分のやる、その中に入る護岸なんですけれども、その分だけをきちっと施行して、 次年度以降延長していこうという考え方の中で、今年度については河川費3分の1 の補助なんですけれども、 1,800万円、当初考えていた分を減額し、最低必要な分 だけをやろうという考え方で減額したものでございます。したがいまして、あと、 河川そのものについては今年度既に発注してございまして、これからくい打ち工が 今既に始まっていますし、今年度中に橋梁部分は完成する形になります。したがっ

て、工事手戻りをなくするために、河川の核になる護岸については今年度施行していこうと。次年度以降は、当然、汐見川の河川護岸を継続して、さらに進めていくという考え方で取り進めているものでございます。

委員長

13番、菊池委員。

13 番

あの有明干場のところは、汐見川の改修少しずつ進めておりますけれども、型が 崩れ始めているところが結構あるものですから、改修に力を入れてほしいという要 望と、それから、例の橋ですね。整地してもらったりしておりますけれども、あの 橋も、崩れかかったりする状態が余りよくない、あそこを通るとき危険だというこ とが話し合われて要望が高いところですので、ひとつその辺、予算の厳しいところ でございますけれども、改修の方を若干でも進めていただきたいと、こういうこと でございます。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者言われるとおり、ちょうど汐見川の護岸、ちょうど上流部といいますか、 海産干場の間に川が走っています。当然今までは、今の箇所も含めて、1メートル の口径のものを2本並べて今まで河川の水を流していた。そういう中では、春先の 大雨時だとか、そういう融水時には、それらのために冠水して、干場に水がつくと いうような状況が生まれていまして、したがいまして、今回、橋梁により開口部、 狭めている部分をオープンにして、少しでも早い時間に水を流してやろうという形 の中で取り進めておりますし、今言われるとおり、護岸も既に相当、ただ開削した だけのものですから、そういうことを考えていくときには、もっと大きい断面にし てきれいにしていくという形ではやはり継続して事業実施を進めていきたいと、こ ういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

では、進めてまいります。

13款国庫支出金、2項8目教育費国庫補助金、9目産炭地振興事業国庫補助金、 3項委託金、4目土木費委託金。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長

2項道補助金、2目民生費道補助金。

13番、菊池委員。

13 番

1節の説明で、福祉の店設置事業補助金 112万 5,000円、これをもう1回教えてください。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

福祉の店設置事業補助金ですが、これは、1つ前の共同作業所整備事業補助金と も関連しますので、あわせて説明したいと思います。

これに関しましてですが、厚岸町には現在約 670名ほどの障害のある方がいますけれども、障害のある方が年々ふえております。この障害のある方々は、施設に入っている方もおりますけれども、多くは在宅で生活しております。しかし、働く場所がないなど、自立した生活を送るのにはなかなか困難な状況にあります。また、障害者の父母にとっては、自分たちが年をとって面倒を見切れなくなった、その後のことを非常に心配しております。このため、障害者が在宅で暮らすためには、地域の支援が欠かせない状況であります。

このようなとき、障害者の中から共同で生活していく道を模索が始まりまして、 将来的にはグループホームをつくって共同生活の場を確保しようという動きが起こりました。その前段として、一緒に働く場所ということで、共同作業所という案が出てきまして、その作業所設置に向けて活動しているという状況でございます。共同作業所で働くということは、障害者の自立と社会参加の促進にもなりますし、将来的には、先ほど言いましたグループホームに入ることを考えた場合には、グループホームに係る負担の一部を共同作業所で得たものを充てることによって、グループホームへ入る入居も可能になってくるのではないかと考えております。作業所の運営は、あくまでも運営委員会の責任において実施されるものですけれども、障害のある方もない方もともに暮らす社会、ノーマライゼーション社会の確立のため、私どもといたしましても、共同作業所の設置運営に対しましては側面より援助協力をしてまいりたいと考えております。

それで、作業所の内容でございますけれども、現在、厚岸町共同作業所運営委員会が取り進めております作業所ですが、真栄町の2条58番地旧吉田そば店さんの店を改修して、そこで作業所を運営したいということでございます。今年度、15年度

にその改修をしまして、16年度から運営、営業をしたいということでございます。これに対しまして、道の補助金がつくことになっております。ただ、条件といたしまして、町の補助の2分の1を道が補助するような内容になっておりまして、今回の補正予算でも、歳出の方で補助金を471万9,000円見ておりまして、この中身として、共同作業所設置事業補助金と福祉の店設置事業補助金という形で、それぞれ246万9,000円と225万円を見ております。この町の負担の2分の1が道の補助金という形で、ただいまの科目のところにのってきているというような内容でございます。

委員長

よろしいですか。

では、進めてまいります。

11番、岩谷委員。

11 番

ちょっとお尋ねします。

これ大変、共同作業所ということで、何かこれ運営委員会が中心になりながら事を進めるということですけれども、ちょっと私の考え方として間違っているか知らんけれども、一応補助金を出すのであれば、もしここで事故があった場合の責任等については、それはもう考えておりますか。ちょっとそこら辺教えていただきたいんです。ということは、例えば、そこでもって保険等やらいろいろな問題も出るだろうけれども、それらも含めてみんな話し合ったのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

共同作業所を運営していく中で、事故の発生にどう対応するかということでございますけれども、どのような保険に入るかまではちょっと確認はしておりませんけれども、それぞれその運営となる厚岸町共同作業所運営委員会の方でそれら対応されるものと考えております。

委員長

11番、岩谷委員。

11 番

その内容については、これから恐らく皆さんで検討していると思うんですけれども、実は、これにつきまして、ある二、三の方が私の家に来まして、一応補助金、補正の中でこの問題が出るからよろしくという事前にお話があったわけなんです。 それで、たしか新聞等によりまして、議員さんの一部、あるいは町長、あるいはあみかの松見さん等において何か賛同を得るという事業だと思うんですけれども、大 変この事業については、町でやらんで、民間で共同作業所ということでやることについてはすばらしいことだなと。それは、私も賛成するんですけれども、一応やはり心配なものは、補助金を出した後のもし事故があった場合にということでもって、私なりにただ考えて今質問したんですけれども、その内容については今後いろいろ出てくると思いますので、十分そこら辺を見きわめる中でしていただきたいな。

以上です。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

この共同作業所の開設に当たりまして、町といたしましても、厚岸町共同作業所 運営委員会の役員の方たちとも何回かその運営に当たっての考え方やら内容等を協議しております。道の補助もいただく都合もありますので、それらの内容等、しっかりした事業運営をしてもらわないと困るという話もしております。いろいろそれらについては運営委員会の方でも対応していまして、一番心配される多分経営的な部分かなと思いますけれども、今後運営していく中で、当然経営的に大変なことも考えられますけれども、それらについても、運営委員会の中でしっかり対応していくという言葉もいただいております。私どもとしては、多分このまま順調に、安定的に経営されていくのかなという具合に判断しております。

委員長

よろしいですか。

8番、音喜多委員。

8 番

今、2人の方質問出たんですけれども、ちょっとわからない点二、三聞いていき たいと思います。

1つは、その運営委員のメンバーの中に、公的なところからだれかが参加していくということになるのかどうなのか。いわゆる今の準備委員というか、そういったメンバーが、そっくりそのままその方々で運営委員としてなられてやっていくのかどうなのかということが1つ。

2つ目には、今回、開所に当たっての一時的な補助はいいとして、今後毎年それらに対しての補助が伴うものなのかどうなのか。そういったことが、これからずっと続いてくるものなのかどうなのか。

それから、今ちょっと危険性についての保険の問題等も言っていましたが、町と してはどこまで関与していくというか、補助金程度で済むというか、あるいは今後 は、日常的な運営的なものにまで口というか、手を出していくというふうになるの か、その辺のところがきちっと固まっているのかどうなのか、その辺3点について 伺っておきたい。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

まず、運営委員の役員の方でございますけれども、公的な立場での委員は入って おりません。あくまでも、この運営に当たる家族の方とか、それに賛同する一般町 民の方でございます。

それから、補助金の関係でございますけれども、来年以降の運営にかかわる補助、道の方の補助金がございます。これについても、町の補助に伴っての道の補助という形になっておりまして、ただ、ご承知のとおり、道の補助もいろいろ見直し等が入っておりますから、支庁等にも問い合わせましても、絶対大丈夫という絶対という言葉はちょっと出てこないんですけれども、現状では廃止になるとか、そういう話は聞いておりません。来年度についても、枠等から考えても大丈夫であろうという担当者の話も聞いておりますので、それに伴ってうちとしても補助をしていきたいという考えでおります。

それから、運営についての町のかかわり方でございますけれども、基本的に補助 金の部分だけで、それの細かい運営についての関与というのは考えておりません。 ただ、障害のある方がかかわるわけですから、そういう部分で、保健所とか、また はうちのあみかの方で、個々の障害者への対応というのは出てくるかと考えており ます。

委員長

よろしいですか。

8番、音喜多議員。

8 番

そうすると、今後、一時的な開所に伴っての設備的な資金の支援だけではなくて、 道もこれから継続して出てくるということで、それ見合いの町の負担をしていかな ければならないという考え方ですね。

今の言葉の中では、道がそういうふうに減額してきたら、例えば 100円のものが、道が50円だったものが40円来たから、今度は厚岸町が60円負担しなければならないと、そういう形になっていくのかどうなのか。それが、今後その辺のところが、財政事情がこうして今言われている中で、確かにノーマライゼーションからいえば、そういったものを一緒にやっていかなければならないし、支援していかなければならないと。そういったことでは重々わかるし、片方では財政がこういう形で、国も

地方も削ってきている中で、地方だけがいわゆる町の一般財源から重みを持っていかなければならないのかということになってくると思うんですよ。それに大した口挟むことはないと思うんだけれども、最初のきっかけというか、一番最初、この形としては、きちんとその辺のところをやはり明確に聞いておきたいなというふうに思うんですが、そういう開所するに当たって、それ相応の腹を決めて手を差し伸べるということになっているんだろうと思うんですが、その辺。

それから、今確認しておきたいと思いますが、何らかそういった問題が出て、経営上の問題以外というか、いわゆる事故的な感じ、あるいは何らかのことについても、町は一切今言われた予算措置的なかかわりしかないというふうに明言されていらっしゃいますので、そのことでいいのかどうなのか確認しておきたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

道の補助金の減額に伴う町の負担の関係でございますけれども、保健福祉課とこの運営委員会さんの方と話し合った中では、先ほども言いましたように、道の補助も先々の方まではわからない部分がありますので、もし減らされた分を町で負担するというようなことが出てきても、それはちょっと町としては対応できませんよという話はしております。ただ、今言いましたように、それぞれ 100、 100の補助があったのが、道が50になったから町が 150というような話にはなりませんよということは言っております。ただ、町も、そのまま 100をずっと続けていけるかどうか、その部分については、やはりそういう状態になったときに協議しましょうということで、町の財政も大変厳しいものですから、その辺のご理解も委員会さんの方に理解を願ったというようなことでございます。

それから、先ほどの運営についての話ですけれども、先ほども言いましたように、 共同作業所の運営の細かい部分については、町としてはかかわってはいく考えはな いということでございます。

委員長

よろしいですか。

12番、谷口委員。

12番

今、質問者から質問が出されているんですが、もう一度きちんと具体的に説明していただきたいんですが、今回のこの共同作業所の整備事業の補助金、それから、 福祉の店設置事業補助金、これは、それぞれの目的は、何にまず使うんですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

道の補助金の共同作業所整備事業の補助金の方でございますけれども、先ほど申しましたその共同作業所として改造する建物の半分を共同作業所として整備する。 そして、残り半分を福祉の店として、言うなれば、作業所の方でパンをつくったり、 そういう障害のある方が休んだりとか作業をするという場所になって、残り半分が 商品を売る場所ということで、福祉の店ということで、その整備をするということ でございます。

委員長

12番。

12 番

そういうことで理解をするんですけれども、今までこの共同作業所を立ち上げるまでに大変ご苦労されて、父母の皆さんがここまでこぎつけたんだと思うんですけれども、実際これからこの経営を、先ほど課長は、先行き非常に明るいようなお話をされておりましたけれども、これからの運営が、本当に大変なことになるんではないのかなと。ここまではこういう体制で来れるかもしれないけれども、実際の運営が大変ではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、ノーマライゼーションだとかいろいろなことを言われておりますけれども、さきに問題になりましたけれども、ハンセン病の患者がたまたまあるホテルに宿泊を希望したら、それがわかった途端に断られてしまうというような状況が出ているわけですよね。そういうときだからこそ、今この作業所をきちんと立ち上げ支援していくということに行政がきちんとかかわっていかなければ、支援していかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうに考えているのか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

先ほども答えておりますけれども、一応、店の共同作業所の細かい運営については、やはり自主的に運営していただいた方が、行政が余りかかわるのは先々決して店の運営にいいことにはならないのでないかと考えております。ただ、側面の援助といいますか、協力といいますか、そういうことについては当然行政としても考えていかなければならない、そうは考えております。

委員長

12番、谷口委員。

12 番

やはり、これらを運営するということになると大変なんですよね。私たちも、議会で視察なども何カ所かさせてもらったこともあるんですけれども、やはりそれを 健全経営で経営をしていくということになるとなかなか大変なものがあって、ボラ ンティアの問題だとか、公正的な支援だとか、そういうものを本当に確立していないとこの事業は失敗してしまうんですよ。ですから、そういう点では、本当に厚岸町が、それらに対してきちんとしたフォローできるような体制を町長を先頭につくっていただかなければ困ると思うんですけれども、その辺ではどのように考えているかお尋ねをいたします。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきたいと存じます。

この共同作業所を立ち上げるまでの関係者との、また私ども行政との十分な打ち合わせがなされ、今回予算を計上をいたしておるわけであります。私といたしましては、障害者が厚岸町で生活をする上で、安心して暮らせる福祉政策というものが重要な課題だと考えております。そういう意味において、この施設は、厚岸町の福祉政策を推進する中の中核として、今後とも町として運営委員会と連携を密にしながら協力をしてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

14款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金、2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

14番、田宮委員。

14 番

町有地の売り払いで財源をつくっていくということについては、今に始まったことでないんですね。今後は、年間 1,500万円の収入を得ようという計画で進められていると思うんですけれども、このことを計画されてから、こちら大体計画どおりにいっているのかどうか、その点についてまずお伺いします。

委員長

建設課長。

建設課長

財産売払収入の関係と不動産についてお答えいたします。

平成14年度は、財政改革の中の1期目という形の中では、何とか計画に近い金額

を売払収入することができました。今年度まだ途中でございますけれども、まだ計画の中での約半分弱というようなことでございまして、これから年度まだありますけれども、さらに広報で出してもなかなか実際に土地を買いたいという需要の掘り起こしというか、そういう形にはなかなかなっていないという現実の中では非常に厳しい状況でございます。経済そのもの、今の不動産を買うという需要という、そういうのは非常に低い状況の中では非常に厳しいものがあるという形でございますので、計画は計画としながらも、何とか努力は続けていきたいという形で考えてございます。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

今回計上されているこの 625万 9,000円というものは、 1,500万円のうちですね、 これしか売れていないと。あと、1月、2月、3月ですから、3カ月ですよね。見 通しはあるんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

現在、いずれにいたしましても、計画的には他の科目ともぶつかってきますけれども、非常に希望といいますか、そういう形で相談を受けている部分については、今回、住の江町の職員住宅を解体とするという形が今回の補正予算に計上させていただいてございますけれども、その跡地には、非常に住居としては適している箇所だという形の中では随分需要がございます。その中では、一応3月までにもしそういう形で処分が可能であれば、何とか売れると結構な額になるのかな。ただ、今解体して更地にした上で、それからの処分というのは、3月に契約したとしても、最終的に出納5月までの形の中で年度収入であれば、そこまでいけるか、いずれにしても、まだ今回補正いただいた中での解体した後の需要という形だと、事前に処分計画を立てなければならないという形になりますから、ちょっと時期的なことも含めて、まだはっきりしたことは言えませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

万一の僥倖を願って、計画、目ぼしい、住の江今度解体するから、そこは売れるで、それで何とか計画立てられる。安定的な計画ではないですね。これから毎年1,500万円の収入を得ようというふうなことでありますから、少なくとも向こう何年間、安定した計画としてこういうものが立てられているというのはあるんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、厚岸町の町有財産の普通財産の売り払いというのは、広報等に応じてそれぞれ挙げてございますが、あくまでも計画、ここを売りたいわけではなく、それ一応計画処分すべき内容のものについては、既に売り払い目的の中で広報で周知してございます。しかし、見ていただいた方も含めて、なかなか買いたいという希望がない中では、計画的にという形の推し進めにはならない。あくまでも、そういう中では、買いたいという希望を待っている状況で、計画的に何とか収入をつくっていくという形にはなかなか今結びついていないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

なかなか売れにくい。何点か挙げておられましたけれども、具体的に、どういう 点が一番問題なのかという点では、どのようにお考えなんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

処分しようとする場所そのものの地域の問題もございましょうし、大きくは、その単価の問題もあるとは思います。ただ、単価にしても、当然、町の財産処分するにあって適正な価格でというと、どうしても、うちらとすれば、近傍類似の売買実例ということを参考にしながら一応売り払い処分計画というものを持ちます。したがって、それが、今、その金額であれば買いたいと希望する人がなかなか出てきていないという形で、値下げすれば来るのかなという形もまた、値下げすることは、また町民の財産としてどうなのかなという形もございますので、大きくは、やはり今の経済の冷え込みの中でなかなか需要がないということが大きな要因であって、やはりそれが一番ネックになっているのかな。次には、価格については、当然、今うちの担当の者としては、近傍売買実例を参考にしながら適正価格を評価してございますけれども、それらについては、相手方も含めて、ある程度煮詰まってきた段階ではさらにまた詰めることはできますけれども、そういう状況でございますので、一番は、やはり経済に伴う、なかなか個人の土地を求めるという形が、場所的な要因も含めて絡み合って、なかなかうまくいっていないという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

今回予算に計上された 625万 9,000円、これは、梅香町にもあるようですね。それは、別に関係ないことですからいいんですが、この単価の面で、当初予定してい

た単価でなかなか売れなかったので、予定を 100として、 100%を超えていたのか、 あるいは 100%に達しなかったのか、その点ではどうなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 今回の歳入に入っていますこの3件の収入について、特に2件なんですけれども、 これらについては適正価格評価した上で、その額で一応契約を結んでいる。特に減 価したという形ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 14番、田宮委員。

委員長 建設課長。

建設課長 基本的には場所によって、それと、場所によって、単価ももちろん、売買実例もその付近になって変わってきますし、それから、道路に対してどうなのか、整形地か不整形地なのか、いろいろな形で評価が変わってきますので、一概にどうのこうのというような形では言えないというか、一応そういう形で評価される。それと、北海道も含めて、国の方で示している公示価格ありますよね、土地の各厚岸町であればどこどこと。その地区からどう外れているのか、それによって減価要因。それから、行政、公共の運行手段が入っているのかどうなのか、そういうことを全部参酌されて一応価格が形成されるという形でございますので、平均的に何ぼという形ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 14番、田宮委員。

14 番 ─ 価格をはじき出すシステムというのはあなたが考えてやっているんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 基本的には、不動産鑑定という形の中で、それらを研修してきている担当の者が 評価する形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 14番、田宮委員。

14 番 きちんとした評価をして価格をはじき出すシステムとして確立しているんですか、 していないんですか、どうなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 当然、担当の者がそういう資格、勉強をしてきていますし、きちっとしたシステム、そういう評価基準というのがございますので、それに基づいてやっていますので、きちっとシステムとしてなっていると思っています。

委員長 14番、田宮委員。

14 番 では、ちょっと話を変えますが、職員住宅の空き家を売り払いますとさっきおっ しゃっていましたね。この財源捻出の計画にもありますね。これは、具体的にどう いう、何か計画がおありなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長

計画に登載している関係については、住の江町については、今現在空き家という か、既に老朽化していますので、空き家になってございます。今回、住の江町通り の改良補修工事の関係で、現在の住の江町通りが狭いために、拡幅して道路改良を 整備する。それに伴って、支障物件として、その当該箇所、今年度4カ所が一応対 象になってございます。したがいまして、それらについては、この道路の改良補修 事業の支障物件移転事業として解体をするための予算を計上していますし、歳入で はそれに伴う経費を事業として見ていますし、歳出の方ではその解体費を見ている という形でございまして、それの解体費の積算そのものについては、委託事業の中 で一応積算をされているという形でございます。

委員長 14番、田宮委員。

資料によりますと、現在24戸職員住宅があると。4戸入居していないので、これ 14 番 が住の江の4戸なんでしょうね。それとあと、20戸あるわけだ。これが、逐次空き 家になっていけば売るということですか。

委員長 総務課長。

総務課長 職員住宅全般にかかわることで、私の方からお答え申し上げたいと思います。

> 現在、職員住宅につきましては、おっしゃるとおり24戸、現在入っているのが20 戸でございます。これについては、当然、経年の中で老朽化が将来生じてまいりま す。私どもの方の今の考え方といたしましては、この職員住宅を新たに改築すると、 設けていくというような考え方は持ってございません。現有の職員住宅、これが、 耐用年数過ぎて入居が不可能となった場合につきましては、解体等によってその財 産を処分してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 14番、田宮委員。

14 番 そうしますと、この20戸逐次あいていって解体するということですから、住宅を 売るよりも、土地を売ることが目的になるということなんですね。

委員長 総務課長。 総務課長

住宅につきましては、もうかなり年数もたっているような現状でございます。そういう中で、実態として、これを処分するという形になりますと、やはり更地にして土地で処分するというような方向にならざるを得ない。そういうふうな実態となるというふうに考えております。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

職員住宅については、今後必要とする者がいるとしても、職員住宅の入居というのはもう考えないんだ、こういうことですか。

委員長

総務課長。

総務課長

職員住宅の考え方でございますけれども、これまで福利厚生云々という形の中で整備を進めてきてございます。新しいものでは、平成6年に建築したものが一番今新しいというような状況でございます。ただ、現在の厚岸町におきます職員の住宅の入居状況、こういった部分で見ますと、いわゆる民間の借家という状況の中で、やはりそういったものも充実してきているような状況にあるということになってきてございます。そういうことを考えますと、これからにおきまして職員住宅を持つということではなく、そういう住宅部分につきましては、民間の住宅購入、あるいは持ち家の促進と、こういうような形の中で進めていくということで、町としての職員住宅をこれから新たに持つというような考え方は、これから将来においては持たないというような考え方を持ってございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

2 目生産物売払収入。

15番、佐齋委員。

15 番

ここではちょっとハーブの売り払いでもって聞きたいんですけれども、これ当初 予算が43万 2,000円、今回19万 1,000円とちょっと補正でもってマイナスになって いますけれども、これは、昨年5年間の試験操業でもって終わりまして、今年たし か1年間延長されて試験栽培されたわけですが、今後は、これについてはどのよう な方法をとられるわけですか、お答えいただきたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

このハーブ栽培でございますが、平成10年にこの農業栽培の計画を立てまして、 次の年から町が試験栽培を続けてきていると。既に5年間たったわけでありまして、 内容的には、まだまだ露地栽培ということもありますし、天候に相当左右されたり、 技術的にもまだまだ未熟な面があるわけでありますが、一応厚岸町内でこのハーブ 栽培ができるという方向性が確認ができてきたということから、平成16年度からは この町の試験栽培については一応やめようということで、地区に併設していますオ ーナー農園、これについては存続をしていきたいというふうに考えております。

委員長

15番、佐齋委員。

15番

そうしたら、この町でもやるもの、今、先日もちょっと議員さん呼ばれましてですね、あそこのあみかでもって、ハーブによるカレーライスを大変おいしくいただいてきたんです。それで、話聞きますと昨年ですか、町内の有志の奥さんが集まりまして、ハーブの会を去年ですか、つくられて、今年で2年目だと。大変成果も上がって、価格が安いかどうか知らんけれども、大変引く手あまたでもって間に合わないんだというくらい大変好評だという話聞いたんですね。それで、何かちらっと、去年で試験栽培やめるんだと。そうなると、せっかくつくったものがやめられるの残念だという話聞いたものですから、5年間試験栽培した結果、だめでやめるのか。今聞くと、大変厚岸でもそれができるんだであれば、せっかくそういう民間の人たちがやろうというのであれば、そういう援助する、協力するという気持ちはないのですか、これは。ただもう試験栽培終わったからやめてしまうんだとなった場合非常に今まで5年間一生懸命かけてきたものが何なのかということになるし、それを、例えば、町でやめるけれども、そういう団体に委託してやっていただくんだという気持ちがあるのか、ないのか。

委 員 長農政課長

農政課長。

このハーブの栽培の目的といいますと、何回も申し上げていますとおり、資源循環、有効な資源を使った堆肥を有効に活用しようと。それから、遊休地を活用しよう。それから、このハーブを広げながら厚岸町の食文化形成を担ったり、また、余暇で奥さん方の生きがいという部分も相当あろうかというふうに思っています。

それで、今、この厚岸ハーブの会という形でお話出ておりますけれども、この会につきましては、今年6月にできたばかりの団体でありますけれども、非常に積極的にいろいろな活動をやっていただいてきたと。今年は、今まで町のハーブの料理

講習会、以前から何回かやっていますけれども、これは、ほかから先生を呼んでやっていたものをハーブの会の方々に講師になっていただくというようなこともやっていまして、相当短い期間でありましたけれども、成果が上がったのではないかというふうに思っています。

せっかくそういった土台ができた段階で、町の栽培を手を引くということになったわけでありますけれども、これは、町の試験栽培は、ある程度のものが見えたということでやめると。本来の目的は、農業栽培、新たな農業の栽培につなげないかという、そういうものが大きな目的ありますので、これは、今度、町の手から離れながら自分たちで栽培をやって、収益を上げたり、いろいろな活動をやらなければならないという本来の目的に沿った形で、今進行中でありますけれども、民間の土地を借り上げると。もう1カ所は、2件ほどそういう話ありますけれども、まだ確定ではありませんが、そういった形で、自分たちでやっていこうという方向で現在動いているという段階であります。

委員長

15番、佐齋委員。

15 番

それと、今のオーナーのあれはそのまま続けるというんですね、オーナー栽培は。 今それを借りて試験栽培した土地が、それは、使えなくなるんですね。何かそうい う話聞きました。それで、別に、民間の土地をどうのこうのと……。今試験栽培に 使っている部分は、都合か何かあって使えなくなるんですか、それは。それで、何 回も聞きますけれども、町がやめても、そういう民間、せっかくこれだけ今民間が 立ち上がってやろうとしているときに、若干の何かの援助をする気持ちがあるのか、 ないかと、それをはっきり聞かせていただきたいです。

委員長

農政課長。

農政課長

今までの栽培地につきましては、町営牧場の中でやってきたということもありまして、一応試験栽培として、町の牧場の目的に沿った形でない形で使ってまいりましたし、これは、やはり他の要するに販売活動等につながっていくと、非常に目的外利用という部分になろうかと思います。そういったことで、オーナーについては無償で使っておりますので、その辺は、あの場所はそのままにして使っていただこうということで、新たにそういう経済活動をするということになると、やはり自分たちでやっていただこうというのが主な趣旨でありまして、この町の支援という部分については、要するに、こういう財政状況の中で、やれるものとやれないものが

あろうかと思います。現状では、私どもが、そういった栽培の指導だとかいろいろ な面で応援はしていきたいというふうに考えております。

委員長

15番、佐齋委員。

15番

課長の言うこともわかるんです、確かに。ただ、むしろ、何かはしごをかけて2 階に人を上げて、ぽんとはしごを外されたみたいな感じになってしまうんですね。 ということは、5年間一生懸命試験栽培してやって、それで、町民も一生懸命やり ますからやってくれとやらせておいて、最後5年になったけぱっとやめてしまうと。 後は、おまえら勝手に営業目的だからやれという、そんなところの、土地も新たに なると、また変わってくるでしょう。今使っている土地がそのまま使えればいいん だろうけれども、違う土地ならば、果たしてそれが、そこでもって育つか、育たな いかわからないわけでしょう、新たにやるんですから。それと、今やっている場合、 それなりの例えばシカよけの囲いなんかされているということを聞いていますけれ ども、今度やるとなれば、それだけの設備も自分らでしなければならん、そうなっ てきた場合。だから、果たしてその人たちが本当に我々商人みたく販売、将来的に はわからないですよ。だけれども、今の段階では、本当にそれを商売でやろうとい うのではなく本当に趣味の段階でやっているようなことですから、将来的にはわか りませんけれども、よしんばなったところで、それが売れれば、厚岸町の当初の目 的、栽培したときの厚岸町の名が上がるんですから、その辺をもう少しきちっと行 政として、やったわ、後は、あんたらやるから知らんわというようなことではなく、 やはり、乗った船には最後まで面倒を見てやるべきでないかと思うんですけれども、 その辺どうですか。

委員長 農政課長

農政課長。

決して、せっかくのはしごを外すということは、私ども考えておりませんし、このみずからやっていくというのは、本来、ハーブを栽培した大きな目的であります。それから、このオーナー制度の部分につきましては、私どもの規則の中では、無料で使っていただくと。そのかわり、販売収益を上げたら、これは、農地法上の問題も出てきますし、そういうことで、販売はしないでくださいということで進めておりますので、通常楽しみでやるオーナーについてはそのままの形であの場所を使用していただくと。それで、ハーブの会については、いろいろな活動を、これから活動の飛躍というか、そっちの方に広がっていきますので、当然その中で販売行為

というものも行われてくるのではないかというふうに思っております。私ども、ハーブの会とそういった形で将来の方向についてもいろいろ話をして、そういっためどについては、ある程度のものは立ったという内容でございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長

15番、佐齋委員。

15番

町長、ひとつ町長の力でもって、せっかく町民からそういう奥さんたちが趣味を 兼ねて、厚岸に今までないことを町がせっかくやったんですから、それに乗ってや ろうとしているんですから、ぜひそういうふうにつぶさないように、町長の力でも って、これを町でもって協力していただきたいということで、どうですか、お願い したいと思います。

委員長

町長。

町 長

このハーブ栽培ですが、今、担当課長からお話ございましたとおり、徐々でありますが、普及が高まっておりますこと、大変うれしく思っております。特に、ハーブの会の方々が一生懸命であります。しかしながら、そこには法的なちょっと制限がございまして、販売できないと。今日まで、ハーブの会の方々も、いろいろな行事あるたびにハーブの宣伝をしていただいております。厚岸町にもこういうハーブがあるんですねという評価も受けているわけでもございます。そういうことで、一つの商売といいましょうか、売買できるということになりますと、やはりみずからの土地、そしてまた販売ルートと、取引等の条件を整ってもらわなければならないわけでございます。そういうことで、財政的な支援というのは今日の町財政からしても無理であろうという判断をいたしております。しかしながら、ここまでせっかく育ったわけであります。先ほどの話ではないですけれども、はしごを取るということであってはならないと思っております。そういう意味において、町として協力できる点は何かあるか、それぞれハーブ栽培をやりたいという方々とは今後とも連携をとりながら、より普及の効果を上げてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、佐藤委員。

6 番

この定例会で一般質問をさせていただいた関係から、餌料藻類の売り払い代、今

回 598万 5,000円計上されております、初めてでありますけれども。この餌料については初めてですから、どの地域のどんな施設にどの程度販売されているのか、金額的には相当大きな金額になりますので、その点からまずお聞きをいたしたいと思います。

委 員 長

水産課長。

水産課長

ただいまの餌料藻類の関係でありますけれども、当初10個の販売予定ということで予算の方を計上させていただいたんでありますけれども、今回、これが、 190個プラスされまして、 200個ほど販売をしてございます。この経緯につきましては、日産6トンの自動生産技術を有効活用するということで、自家消費分を除いた2トンを余剰分として販売するという内容でございました。その2トンを15リッターに濃縮をかけまして、1日 200本、2パックまで販売できる能力を持っているということで、9月から販売を始めてございます。販売先でありますけれども、道内が8カ所、それから、道外が4カ所でございます。これらにつきましては、主に、ウニ種苗センターを中心に販売をさせていただいて、それら合わせて、これまでに 200セット売れてございます。

以上でございます。

委員長

6番。

6 番

数量的にはそうでしょうね。 3万円で割り返せば、おおむね 200ケースというのか、 200缶というのか、そういうことだと思うんですね。これは、今、課長答弁されたように、いわゆる種苗センターで使う以外の生産余剰分といいますか、その分を販売するということでありますけれども、まだ販売して間もない状況で判断するのは難しいかと思いますけれども、仮にこれが、厚岸町が供給する餌料藻類のそのいわゆるプランクトンの評判といいますか、評価というのか、そういうものが高まって、仮に注文がどんどん来ると。いわゆる厚岸町が使う分以外のその余剰分を販売しているんだけれども、それ以上の注文が来るといったような場合は、あくまでも厚岸で使う分以外の余剰分についてだけの販売だから、例えば、注文が来てもお断りを申し上げるとか、あるいは、せっかく売れるんだから、施設規模を拡大してもっともっと供給できる体制にするんだと。その辺は、どういうふうに考えていますか。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまのご質問でありますけれども、あくまでも余剰分の販売ということでございますので、お断りすることもありますというふうに注文を受けてございます。 当方といたしましては、当初と環境が変わりまして、生体工学会の生体工学賞を受賞ということと、それから、道内外からの視察が随分その間に入ってまいりまして、その後こういった購入に結びついたものというふうに思ってございます。当初から、あくまでも主目的につきましてはカキ種苗生産でございますので、あくまでも余剰ということで、主目的については逸脱をしておりませんので、そういうことでございます。

委員長

よろしいですか。

6番。

6 番

今出されて、餌料藻類、いわゆるプランクトンの厚岸町でつくった、それを出していますよね、道内施設、ウニ種苗センターがほとんどだということですけれども。 その製品の評価というのはどうなんですか、参考までに。

委員長

水產課長。

水産課長

おかげさまをもちまして、高い評価をいただいております。

委員長

5番、中川委員。

5 番

今の隣の6番議員の佐藤さんに関連するんですけれども、今そのえさの関係ですね。今、佐藤委員が質問されて、課長から答弁いただいて、私もそれなりに理解したんですけれども、今、各方面から非常に好評であるという話も最後にされておりましたけれども、今そのセンターでつくっているのは地元で使うだけしかということなんですよね。あとは、評判よくて注文してきましてもお断りすると。ほかに売るための施設でないと、そのえさをつくれないからということで、わかりました。それで、今後それを多く取り上げてやる考えもないと。

それで、町長、物すごく今の課長のあれは、委員の話聞きましても、非常に評判もいいと。あるいは、新聞、釧新とか道新で前にもかなりPRといいますか、されておりまして、今、課長の話聞きましても、なるほどな、そうなんだなと思ったんですけれども、将来拡大する必要はないというんですけれども、せっかくのいい施設もありますし、それだけの評判もいいということなんですけれども、全然考えられないことなんでしょうか。厚岸町でも、カキの業者が私に、こういう機会があったら質問してくれと言うんですけれども、黙って6番委員の話聞きましたら、最も

厚岸の業者が言っていることと同じだなと思いまして、私も立って今質問をしているんですけれども、非常にいいし、今の段階でも、職員がもう少しいればまだまだ売れるのではないかなという話もいい心配してみたんですけれども、今話聞いたら、地元の分しかつくっていない。若干ちょっと話があれだなと思って今あれしたんですけれども、将来、今、佐藤さんには課長の方から、地方に売る考えもありませんし、それから、そのセンターを規模も大きくされてやる考えも持っていないということなんですけれども、どうなんですか。全く将来的に、そういう施設をもう少し大きくして、各方面からの要望にこたえることができないのかな。せっかくのそういういいあれですから、どうなんでしょう。町長のお考え。

委員長

水產課長。

水産課長

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、あくまでも、主目的がカキの種苗センターということでございます。それで、1日6トン生産できる能力を持ってございます、カキのえさにつきましては。それで、自家消費分を除いた2トンを余剰分として販売するということで始めさせていただいたことであります。あくまでも、この3月の条例提案のときには、主目的でありますカキの種苗というものを維持しながら、現行スタッフを中心に余力で行うということで進めさせていただいた経緯がございます。あくまでも余剰分の販売ということで、それを申し込みが多い場合についてはお断りをすることもあり得るということで、最初は、申込書を出していただくんでありますけれども、その申込書のただし書きを記載させていただきまして、申し込みをいただいている。それで構わなければ申し込みしてくださいということでやってございます。それから、施設の関係でございますけれども、施設の関係につきましては、現状につきまして、拡大をするといった考えは、今のところ現課としては持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

委 員 長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、室﨑委員。

1 番

餌料藻類の売り払い代なんですけれども、今の議論、ちょっと私の本論ではない んだが、もう少しわかりやすく説明しないと、質問者の方でわからないと思います よ、議論が。これ、建てたときに、厚岸町の単費でつくっているわけではないでし ょう。相当に、国や恐らく道も入ったのではないかと思うんだけれども、補助金入っていますよね。そういったもので、基本的に商売できるんですか。そこの説明はないでしょう。ですから、売れるからどんどん売ろうとか、もっとあちこちから注文来るから拡大しようとかいうようなことは考えておりませんではなくて、できないのではないですか。その点きちんと説明しないと、きちんとした答弁になっていませんよ。それとも、それは、もうくびきが外れて、やる気になればどんどんできるけれども、いろいろな都合があるからやらないんですか。それちゃんと説明しなければだめです。

その上で、私の方でお聞きするんですが、この餌料藻類売り払い代が、1缶3万円大体計算になりますね。それで、当初の予算では31万5,000円だった。それが、今回、それに600何十万円になるわけですね。当初の予想を大幅になんてものではないですよね。20倍になった。これは、当初の予算をつけるときに、どういう計算をしておったのかということだと思うんです。始めるときには全く海のものとも山のものともつかんから、どんなに低くてもこれ以下にはならんだろうというのでつけてみた。ところが、実際にやったら、もう評判がよくてよくて飛ぶように売れるから、実際こうなったんです、どんなものですというような話ならそれで結構なんですが。その上でお聞きするんですが、3月の議会のときにも、その基本的な物の考え方の方向転換ではないのかというようなことでいろいろな議論がありましたですよね。それで、この単価設定ですが、この単価設定の要素、人件費だとか光熱費だとか何だとかとあると思います。そういうものを決めて、プラス利潤を入れてやってはいけなかったでしょう。ですから、それをもう一度説明してください。

委員長 水産課長

水産課長。

この施設は、補助を受けておりますので、当然、販売に当たりましては、施設の目的設置に反しないか、北海道とも相談をしてございます。北海道につきましては、カキ種苗センターの種苗生産の過程で生じるえさの余剰分を使って、国内、あるいは道内、あるいは道内の水産関係の施設に、えさの需要がそこそこあって提供するということであれば、非常にいいことでもあるし、目的の範囲内ということで、そういったことでご理解をいただいているという内容がございます。

それから、今度、単価設定の関係であります。

単価設定の関係につきましては、消耗品費、それから、原材料費等の実費という

ことで、支出の方が、全部で歳入が31万 5,000円でありますけれども、支出の方では44万 1,000円ということで、12万 6,000円のマイナスということでございます。ただ、これが、20個になると倍の経費になるのかということで、そうではなくて、例えば、売れれば売れるほどかかります電気代とか水道代とか、そういったものを別として、1回買えば長期にわたってもつものもございますので、そういったことで、販売個数によっては収支のバランスがとれる場合も出てくるということでございます。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

販売個数によっては収支のバランス云々というのはわかるんですが、そうすると、 当初は赤字覚悟で出したんですね。赤字になりますよという説明はなかったと思い ますよ、そのときの議会では。

委員長

水產課長。

水産課長

この44万 1,000円については、カキ種苗生産に係る分も含まれております。

委員長

カキ種苗センター所長。

カキ種苗センター所長

私の方から説明させていただきます。

3月のときもご議論いただきましたけれども、あくまでカキ種苗生産の過程で生じる餌料ということで、新たにこの餌料販売を行うことによってかかる経費40何万円で、収入予定の30万円につきましては、10個程度、かなり控え目な数字で見積もらせていただきまして、実は、本音としましては、もう少し売れるのではないかと考えておりましたが、余り過大な見込みをしますと困りますので、非常に控え目に見させていただきまして、それでも大体新たな費用とはちょんちょんという計算でございます。ですから、餌料販売だけを見ますと、数が売れれば売れるほど収益が上がるということで、決して赤字にはなりませんというご答弁をいたしております。ただ、カキ種苗センターは、種苗生産と調査研究と餌料販売ということで、そのトータルの中で行われておりますので、その新たな費用のほかには、当然人件費とかトータルではかかってございます。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

何を言っているかよくわからないんですよ。単価設定の基準をどういうふうに出 しているんだということを聞いているんですよ。そういう話した途端に、全体をつ くるときの金なんですと言い出したら、単価設定3万円ってどうやって計算したん だというのが今の答弁になっていないんですよ。

それから、そのときに、どういう計算をしたのか。44万 1,000円、これを31万 5,000 円の何ケースか、10個ですか、売るということのために、これだけはかかるであろうと言ったのは44万 1,000円だ。しかし、腹の中では、実は20も30も売れるだろうから損にはならないと思ったから、このとき明確に赤字になるとは言わなかったということであるならば、3月の議会でいろいろ聞いたことに対しての答弁としては非常に不正確ではないですか。

それから、今、資料を全部出せといっても時間がかかるのであれば、歳出のところできちんと聞きますから、3月議会で出した計算式、それから、今回、それの20倍売れたことによってどういうふうになったのか、それ全部出してください。3月のときの単価計算でもってやって、3月のときの見込みの20倍売れたんだから、あなたの方では控え目に出したんだけれども、もうちょっと売れるだろう。そうすればとんとんになると思うと今答弁したんだから、そうすると、それの20倍売れたんだから、もうかってもうかってしようがないと思うんだ。それだけもうけても、今度は補助金の関係で問題がないのかどうか。その点のあたりはきちんと議論したいので、そういうことに役に立つ資料を全部出してください。

委 員 長

それでは、今、この問題は、歳出でそれなりに資料整備するわけ、用意しますので、そのときにやっていただきたいと思います。よろしいですか、それで。

ほかにございませんか。

(な し)

委 員 長

よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

4 目農業施設売払収入。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、3目民生費寄附金、6目商工費寄附金、9目教育費寄附金。

ございませんか。

(な し)

委員長

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり製品基金繰入金。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

19款諸収入、4項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、6項雑入、3

目雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長

20款町債、1項町債、1目総務費、4目農林水産業債。

14番、田宮委員。

14 番

林業債の公有林施業転換資金 2 億 5,660万円というのがありますね。これ、歳出で見ますと、公債費の元金の償還に充てられているわけですが、この関係について、 具体的にご答弁をいただきたい。

委員長

行財政課長。

行 財 政 長

公有林の施業転換資金ということで、借りかえでございます。ですから、歳出の 公債費元金で2億5,684万7,000円の元金の償還に見合う約100%、2億5,660万 円の起債を借りるということでございまして、これにつきましては、いわゆる環境 目的の森林計画をつくることによりまして、今までの森林を皆伐を含めてしない形 によりまして、将来的に環境としての森林にするということによることに施業転換 を行うことによって、35年以内で低利の起債に借りかえることができるという制度 であります。ですから、今回、49年から平成9年度まで2.25から 6.5の資金で従来 借りていた町有林の公有林資金でございますけれども、それを大体1%前後の金利 で借りかえすることができるということでありまして、ただ、この金利につきまし ては、3月の借り入れ日が11日と定められておりまして、その時点の金利というふ うになります。ですから、そういう意味では、今金利が定まっている状況でござい ませんけれども、1%を挟んで0.9%から1.05%ぐらいの間の中でこの利率が設定 されるであろうというふうに考えております。これによりまして、来年度以降も利 息の償還が減るわけでございまして、それについては大体 1,000万円前後毎年毎年 利息を払わなくて済むという制度でございまして、これについて、施業転換を公有 として環境目的でこの森林を守るということを前提にした計画に基づいて転換資金 を借りるという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

それと、長期債を短期債に、低利の起債に借りかえると。利息の支払いを節減したと、こういうことなんですね。この制度というのは、ほかの起債にも適用ができるんですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政 畏

これは、公有林資金に限った話でございまして、あくまで森林を環境目的に施業 転換というんですか、守っていくために、町有林でありますと、50年後とか30年後 とか25年後とかと、皆伐も含めて伐採できるシステムになってございます。しかし、 この施業転換をすることについて、部分別は伐採はできるんですけれども、皆伐と いうことは許されません。ですから、そういう意味で、この環境目的で未来永劫に 森林を守っていくという立場で、森を変えていくという資金の借り入れを受けると いうことでございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

借りかえによる利益というのはどのぐらいなんですか。

委員長

行財政課長。

 今まで支払って、昭和49年度から平成9年度まで借りている毎年の償還金が出て まいります。ですから、利息として、来年度から約 1,000万円前後いわゆる利息を 払わなくていいということになりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

6目土木債、7目消防債、8目教育債、9目災害復旧債。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳入を終わります。

17ページ、歳出から進めてまいります。

1款議会費、1項1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3目職員厚生費。

委員長

15番、佐齋委員。

15番

ここで1つ聞きたいんですが、私、3月にもちょっとお聞きしたんですが、職員の健康診断委託料ですね、予算 663万 5,000円。3月に聞いたときに、対象人数が224 名で、3カ所に分かれて受けていると。厚岸町立病院が40名、釧路市立病院が111 名、釧路の南病院が73名ということになっているんですが、今年度はどうです

か。その対象者が何名いて、その内訳がわかれば、もし変わっているのであればちょっと教えていただきたいですが。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。

総合検診になりますけれども、対象人数は、本年度につきましては 221名でございます。そのうち、まだ一部予定といいましょうか、まだ行っていない方もいらっしゃいますけれども、この計画の中で、町立病院が52名、それから、釧路市立病院98名、南病院が71名でございます。昨年から見ますと、12名ほど町立病院の受診者がふえてきている、こういうふうな状況になってございます。

委員長

15番、佐齋委員。

15 番

確かに、今、課長言われたように若干ふえていますね。ただ、せっかく、これ前私申し上げたんですけれども、町立病院にも同じような施設が、前に事務所に聞いたらあるし、できるということなんですよ。それで、何回も議論されている、町の財政が大変厳しいときに、やはり、せめて役場の職員みずからが町の施設を利用するという気持ちを持ってもらわんと、一生懸命地元の病院を使ってくれと町民に言っていながら、言っている本人たちは、どういうわけで使わないのか、それは、個人の考えですから、医者を信用されていないのか、機械的な問題があるか知らないんですけれども、やはりその辺、もう少し職員が地元意識を持って、みずから地元の施設を利用するという気持ちを持ってもらわないとおかしいのではないかと思うんですけれども、その辺どうですか。

委員長

総務課長。

総務課長

この件につきましては、以前にも佐齋委員の方から提案、ご質問等をいただいてございます。

これには経過がございまして、いわゆる共済組合、それから、病院と町との間でこの三者の契約の中で、現在厚岸町では町立病院と、それから、釧路の市立病院、それから、南病院、この3病院においての総合検診ができるという形の中で選択しているわけでございますけれども、過去において、町立病院のみでこれだけの人数をすべて消化するという形はちょっとできないというような事情もございました。そうした中で、この3つの病院が指定して現在に至っているということでございます。それぞれ、今までの総合検診というのは、いろいろなカルテの毎年の積み重ね

のデータ等々もございますので、一概にどこどこに、すべてをここにしなさいということは非常に困難でございますけれども、佐齋委員さんのおっしゃられるような趣旨を込めて、私どもの方からも、今年の検診に当たっては、その辺の配意をした上での病院の選定という部分について申し上げてございますし、また、町立病院の方におきましても、いわゆるそういう総合検診、ドック的な受け付け対応であるとか検査のスムーズさ、あるいは検査項目の拡充だとか、こういったような部分でも病院の方におきまして今努力を進めてきているというような状況でございます。それらと相まって、また来年度に向けましては、少しでもできるものは町立の病院の方の利用を促進していくというふうに取り組んでまいりたいなと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

15番、佐齋委員。

15番

わかりました。聞きますと、何か、41歳以上の方は、毎年受けなければならないみたいですね。それと、やはり大勢行った場合には、施設が決まっていますから、あと病院と話しながらずらしてできるだろうし、また、このかかる経費は、これたしか、全部税金でやるんですね。本人負担はないんですよね、たしか。全部やるんですね。皆さんの税金ですから、やはりそうであれば、町民の皆さん方もそういう目で見ていますから、やはり職員みずからが襟を正していただいて、地元を利用していただくということにしていただきたいと思うわけでございますけれども、もう一度その辺。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思いますけれども、なかなかやはり病院の受付診療体制決まっておりますものですから、日程の調整で、やはりある程度複数の病院を持っていなければなかなか日程調整がうまくできない、こういうような事情もあるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、このいわゆる総合検診の受診料でございますけれども、おっしゃられるとおり、本人の負担というのはございません。これは、雇用側の方として、半ば強制的に受けさせる内容のものでございます。町の方で予算を見ておりますけれども、それ以外に、先ほど言いましたように、職員の共済組合、こちらの方との三者契約になっておりまして、このほかに、共済組合の方から直接病院の方にもそのかかる経費の一部が支払われている、こういうような制度になっておりますので、ご

理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

6目行政管理費。

15番、佐齋委員。

15 番

ここで、町史編さんについてお聞きしたいですが、私、12年度、12月の定例会でもって聞いたことあるんですが、これは、そのときのお話であれしますと、最終的に完了するのが、12年に聞いたときに7年ということですから、19年に完成するということで、今現在は、どの辺までこれ進んでおられるんですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政 長

町史の編集状況でございますけれども、これにつきましては、今般、新厚岸町史の資料編、日鑑記(上)ということで出させていただきました。今、その下巻を作業中であります。来年度の中で発刊できるか、できないかということで、作業の詰めをさせていただいている最中でございますけれども、いずれにいたしましても、日鑑記(上)が発刊しておりますので、下巻の作業を急いでいるという状況であります。

それと、もう1点、資料編といたしまして、自然統計編の作業を進めているということでございます。データ的なものを含めて、厚岸の自然も含めて、その作業をしておりますけれども、それについても並行して進めている。また、本来の通史編含めて、資料編のほかに、通史編を編さん、3巻も予定をしてございまして、今年度日鑑記(上)が出るということでございますので、次年度以降、順次、できれば1巻ずつというふうな形で作業を進めている状況であるということをご理解願いたいと思います。

ただ、いずれにいたしましても、これらの作業の取りまとめ過程において発刊まで至るかどうかということは、非常に歴史でございますので、含めて、編集委員の方々が精査をして物事を進めているわけでございますけれども、その辺のことで、若干おくれぎみなことも今報告をさせていただきたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、今後の中で、できれば次年度以降1巻ずつ、遅くても来年か再

来年のうちに1巻、日鑑記(下)、もしくは自然統計編の資料編を発刊すべき作業 を進めている状況であります。

委員長 15番、佐齋委員。

15 番 大変苦労されていることわかるわけですが、これ、平成9年度から累積で 150万円ほどかかって、年に50万円ほどかかるんだということでございます。また何か若干延びるのではないかということでございます。財政上の問題でもって、また延びることによって費用がかかってくると思うんです。だから、つくっている方は大変だと思うんですけれども、極力早目につくっていただいて、余分な費用をかけない

ような形でもってやっていきたいと思いますけれども、その辺もう1回。

委員長 行財政課長。

行財政課 長

後世に残る町史の編集でございます。いずれにいたしましても、この本をつくる 経費のほかに、これは、編集関係の経費といたしまして、大体 200万円弱の経費が 毎年かかっているわけでございます。いずれにいたしましても、そのことを含めて、 今、委員のおっしゃられましたことを含めて拝借させていただきながら鋭意努力を してまいりたい。いずれにいたしましても、非常に編集の内容を含めて、きちんと したものを出していかなければならないという立場にこの町史というものはあると いうふうに思いますので、その辺のことを含めて進めてまいります。よろしくご理 解のほどをお願いしたいと思います。

委 員 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、佐藤委員。

6 番 町長が当選されまして、その後、行政経営といいますか、民間の経営感覚を取り入れて、町長は、経営改革推進委員会というものを設置されました。それで、今年の2月に、いわゆるその経営改革推進委員会が、中間報告といいますか、中間提言といいますか、それを町長に提出されまして、私どもも目にする機会があったわけですけれども、中間ということは、最終答申というような形ですね。そういうものが出されるのか。出されるとすれば、いつごろ我々の目に触れるような形の答申が出てくるのか、そのことからお聞きしたいと思います。

委員長 行財政課長。

行 財 政 経営改革推進委員会の委員の任期というのが、2年ということで定められており 課 長

ます。ですから、その折り返し点の中でこの中間の提言をいただいたというふうに 理解しております。ですから、任期満了になります時期を目指して、委員会として の考え方、提言方が出てくるのではないかというふうに考えております。

委員長 6番、佐藤委員。

6 番 そうすると、任期は2年間ということですから、2年間たちましたら委員が入れ かわるかどうかわかりませんけれども、この経営改革推進委員会というのは継続し て設置をされるということで理解してよろしいですか。

委員長 町長。

町 長 任期との関連でありますが、同じくらいの人だと2年という任期が条例で決まっておるわけであります。そういう意味で、またその任期が来ましたならば、やはり、これ公募でございます。公募で委員を決めておるわけでございまして、任期が切れた中で、また公募という形になろうかと思っております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に進めてまいります。

7目。

町長。

町 長 今の答弁ですが、条例でございませんので、その点ちょっと私勘違いしておりました、任期をですね。

委員長 よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

7目文書広報費、8目財政管理費、10目企画費、11目財産管理費。

8番、音喜多委員。

8 番 ここで、解体事業についてお伺いしておきたいと思います。

説明の中でも、住の江町の4戸ということでございますが、解体した後、あそこは道路拡幅ということで、今日までいろいろと尽力いただきまして、今年から作業を進めているわけでございますけれども、解体した後、それだけ売却するだけの、 先ほどの14番さんとの議論の中で、かなり引き合いというか、そういう注目がされていらっしゃるようですが、そういう4戸解体した後道路用地をとった後、それな りの余力があれば売却していきたいという考え方なのか、その辺お伺いしておきます。

委員長

建設課長。

建設課長

お答えいたします。

先ほどもご説明申し上げましたが、職員住宅は、今年度の事業の中で解体をいたします。その後の処分については、現在そういう引き合いはございますけれども、町長とも打ち合わせしながら、売るという方向の考え方で今考えてございますけれども、年度がそれでは今年度なのか、来年度なのか、それと、引き合いの状態も含めて、分割すべきなのか、一括なのかとか含め、まだまだもろもろ考えることはございますけれども、それは、町長とも打ち合わせしながら時期も含めて検討して、処分という形の考え方で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

8番、音喜多委員。

8 番

そうすると、土地ですから、登記簿上ちゃんと落とされているならば、そこを解体して平地にすれば、道路を2メートルなり3メートル入っていった後はどれだけ残るかということは重々わかるわけでして、もう既に線引きがされているのかなというふうに思います。

ただ、あそこを道路用地として、多少被害を受ける現在建っていらっしゃる方もいらっしゃるわけですね。拡幅によって、自分の土地がとられてしまう。そのことによって、軒下まで来るか、あるいは全く解体してどこかに移さなければいけないという方も一部あるわけですが、その場合、そういった状況の中で、そういう現存する被害者というのか、道路拡幅によって自分の一部とられるところの人が申し出があった場合、優先的にとか、私の行き場所は、そこが、また近場でそこの方がいいとかという話があった場合、そういった優先的にというか、そういった考え方というか、これから議論することになるんでしょうけれども、そういうこともひとつ考えられるというか、当然、そこをとられる人にしてみれば、そういう余剰の土地が出てくるのであれば、場所はちょっとずれるけれども、そこを求めたいという考え方が出てきた場合、優先的なというか、そういう言い方はどうなのかわからんけれども、そういう方々をちょっと考慮に入れるというんですか、当然、その拡幅によって買い上げてもらうというか、その方も、価格的には同等にいくんでしょうし、また、そちらもそういう考え方を出すんだろうと思うんですが、そういう協力い

ただくものに対して、町も誠意を持って対応するということの考え方は持てないものなのかどうなのか。そういう考え方をぜひ、いたとするならば、ぜひ考えを持っていただきたいなと思うんですが、まだこれからの話し合いだと思うんですが、ぜひそういう考え方も持てますので、考慮に入れていただければなというふうに思うんですが。

委員長

建設課長。

建設課長

今、質問者言われたように、これから当然、相手があることですから、そういう 形で取り進める中で誠意を持って対応していきたい。しかし、基本的には、引き下 げであるとか切り取りであるとか移転改築と、いろいろな手法が考えられます、場 所によっては。しかし、この事業や何か含めてすべてそうなんですけれども、近年 の関係では、代替施設、代替の土地を云々という形は、原則今そういう形では考え ておりません。当然、金銭による補償をさせていただいて、その金銭に基づいて、 もちろん相談にはのりますし、いろいろな形しますけれども、町として代替施設で どうのこうのと、そういう形の考え方は、今原則持ってございません。また、それ をやると、いろいろな事業そのものにも影響してございます。ただ、誠意を持って、 相手の希望、そういうことも含めて聞き取りながら町としては誠意を持って対応し ていきたい。個別要件になりますので、それぞれ相手と交渉によって決まってくる ことなので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

2項徵税費、1目賦課納税費。

ございませんか。

(な し)

委員長

4項選挙費、8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2目心身障害者福祉費、3目心身障害者特別対策費。

ございませんか。

(な し)

委員長

3款民生費、1項4目老人福祉費。

35ページ、6目自治振興費、7目社会福祉施設費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目母子福祉費、4目児童福祉施設費。

ございませんか。

(な し)

委員長

5 目児童館運営費。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

1番、室﨑委員。

1 番

ここで、有害動物対策というのが出ているんですが、これの内容をちょっと教えてください。

委員長

町民課長。

町民課長

今回補正をお願いをしております有害動物対策の12万6,000円でございますが、 事業内容は、野犬の緊急駆除という業務に関して奨励金をお支払いをしようという ことで、そうした事業展開の中で野犬駆除の事業展開をしていこうということであ ります。当初予算の中では、1頭当たり 6,000円の奨励金をお支払いをするという 規則を持っておりまして、当初予算の中では8頭分を見ておりました。それで、事 業スタートして間もなく、太田地区、それから、ごみ処理場付近における野犬の駆 除が大変多く出されておりまして、それに対応いたしまして、この間、太田地区、 それから、ごみ処理場付近を中心とする野犬駆除を狩猟協会の方にお願いをし、実 施をしてまいりました。それで、結果として、現時点で24頭の駆除をいたしました。 例年の数字から申し上げますと非常に異常な数字でありまして、この間、狩猟協会 のご協力によりまして、駆除を例年になく推進できたということであります。24頭 のうち特に頭数が多かったのが、太田地区の一の通付近、それから、八の通付近に 集中しておりまして、ここで15頭。それから、ごみ処理場付近で6頭。そのほかは、 大別地区、片無去地区、糸魚沢地区各1頭という実績でありまして、駆除をいただ いた会員の方に、奨励金として補正をさせていただいて、ご苦労に少しでも報いて いきたい。そのことで、この事業を着々と、今後も予想される駆除処理、あるいは 人畜財産に対する被害を防止をしていこうということで展開をしていることであり

まして、例年になく多い駆除が進んだということで、今回大きな補正をお願いして いるところであります。

今回、24頭を駆除した中で、特にエキノコックス等の検体という問題もございまして、これまで全部受け入れてもらうわけには実態としてなっておりませんが、24頭のうちの11頭を釧路保健所の方にエキノコックスの検体として提供しているということも申し添えさせていただきたいというふうに思います。

委員長

1 番

1番、室﨑委員。

今エキノコックスの話も出ていましたけれども、かつては、エキノコックスは、 野生のキツネだけが問題になっていたんですが、当時から専門家の中には、犬も感染している可能性があるということは言っていましたですよね。これが、だんだん それがはっきりしてきたようです。そういうことで、今その野犬を検体に使うとい うことも出てきたんだろうと思いますので、その点もよろしくお願いしたい。

それで、今回は、太田地区の方が非常に多いという話でしたが、前に議会で論議 になったときには、糸魚沢、それから若松、浜中町との境から入ってくるというよ うな話でしたが、今回ちょっと違うと思います。山間地に住む人にとっては非常に 恐ろしい状態ですよね。前の議会のときにもそんな話が出ていましたけれども、一 番恐ろしいのは頭に血の上っているハンターだと。内地あたりから来て、もう飛行 場をおりたときから鉄砲を撃ちたくてしようがないような、やみくもにどこででも、 道路の上からでもばんばん撃つようなハンターが一番おっかないと。それから、2 番目におっかないのがこの野犬。野犬というのは、単なる野良犬、野犬と区別して、 集団をつくって住民に危害を与えるような半野生化した野犬を言うんだそうですが、 その野犬。それで、3、4がなくて、5がクマだというような話も聞きました。そ れで、リーダーがいるんですね、犬、オオカミの血を引いているものですから。そ れで、そういうリーダーになる犬によく聞く話は、内地から鉄砲を撃つために、犬 を連れて、飛行機でもって来るんですね。そして、1日か2日かここでもって遊ぶ と。そして、何時の飛行機で帰らなければならないからと犬を呼ぶと、犬の中にも 不まじめなやつがいて、帰ってこないと。そうすると、そのまま放置していく人が いる。そういう犬は、特別に訓練を受けている大型の優秀な犬ですから、周りの野 良を全部集めて親分になってしまう。そういう集団をつくった集団は、非常に恐ろ しいそうです。鉄砲というものもよく知っていますし、それから、人間というもの

もよく知っていて、こいつは弱いなと思うと、一斉にその集団でかかってくるというような状況になるので、非常に恐ろしいという話も聞いております。

したがいまして、この野犬対策というのは、実は、犬だけではないんですね、相手は。そうやって、シーズンになるというと犬を連れて入ってきて、そして、自分は楽しんで、高価な犬だと思うんですが、そういうものを平気で置いていくような甚だもってけしからん、そういうような人によって起こされている部分も、全部とはもちろん言いませんが、大きな要素の1つであると。それから、もう1つは、やはり畜犬、自分の家でもって飼っている犬をもてあまして、山へ持っていって捨ててくるという不心得者がいるわけですよ。そういうようなものが、犬にとっても大変なかわいそうな話ではありますが、生きていかなければなりませんので、野生化して、今度は、食い物がない。あるいは、いろいろな今言ったような集団化をして人を襲ってくるというような事情がありますので、この野犬対策に関しましては、この地域の猟友会の人たちが非常に積極的に協力してくださっていますので、今のような成果を上げているんだというふうに思います。と同時に、この予防に関しては、やはりそういう原因をつくらないようにするところ、この点についてもより一層のお力を注いでいただきたいと切にお願いするわけでありますけれども、いかがでしょうか。

委員長町民課長

町民課長。

委員からお話しいただいたように、野犬を含めた有害鳥獣の駆除につきましては、猟友会が非常に協力的に対応していただいている。一度お願いしますと、朝早くから出かけて現地の状況を見る。必ずしも一度行けば駆除できるということではありませんで、行っても野犬がいないという状況が何日も続くということも、これまた通常の状況であります。そんな中で、非常にご苦労をいただいて対応していただいているという部分につきましては、私どもも非常に地元の猟友会の皆さんに感謝を申し上げているところでありまして、今後も、猟友会と連携をさせていただきながら取り組みを進めてまいりたいなというふうに思っているところであります。

それから、飼い犬の管理の問題についてお話がありました。私どもも、犬の登録制度を利用させていただきながら、年1回の狂犬病の予防注射でありますとかいうことを飼い主の皆さんに呼びかけをして、飼い方についての徹底の問題もお話をしながらやってきているところでありますが、お話のありましたように、飼い犬につ

いても、そういった勘違いをされた飼い主の方がいらっしゃるという意味では、非常に私どもも頭の痛い問題であります。私どもが頭が痛いだけではなくて、結果的には、放し飼いがされることによって、また地域の皆さんに危機感、あるいは恐怖感を与えているということも事実でありまして、私ども、犬が離れているので役場で何とかしてほしいという情報をいただいた時点で、捕獲できるものは捕獲をし、防災無線等を利用させていただいて、こういう特徴のこういう犬がここで捕獲されましたということで呼びかけをして、迎えに来ていただいたものについては、飼い方の注意の問題も含めてお願いをして引き取っていただくという対応を常時やっているわけでありますが、そうしたことも、今後引き続き強力に、飼い主の方にはモラルとしてご理解をいただけるようにPRをしていきたいというふうに思っております。

特に、本州からおいでになるハンターの事例の話ありましたが、先般も、太田地区において、路上から牧草地にいるシカに向かって発砲がされたという苦情を私どもの苦情処理の方で受けまして、早速環境政策課の狩猟担当の窓口の方と連携をとりながら、北海道に強くそうしたハンターのモラルについての指導を再度徹底をしてほしいという申し入れも連携しながら実はやってきたところでありますが、狩猟そのものに対してマナーが、路上から発砲する。水平撃ちで、近くに地元の住民がいらしたということで、非常に危機感を感じて苦情されてきたわけですが、そうした実態。それから、おっしゃられるように、狩猟犬を連れてきて、放置したまま自分だけが帰るといったような事情も、前々から状況としては把握をしております。そういう意味で、近隣町村との連携の問題もありますが、今後とも我々としましても、そういった北海道を通した指導、それから、地元、それから、近隣町村との連携といった取り組みの中で、今後とも野犬等の発生につながらないようなお互いのモラルというものを展開をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺、またぜひご支援をいただきたいというふうに思います。

委 員 長

1番、室﨑委員。

1 番

大変ありがたい答弁いただいているんですが、ただちょっと気になるのを一言、 二言申し上げますが、1つは、ふだん飼っている方が放し飼いにするというレベル の問題ではないということです。それは、また別の問題でないかと思うんです、今 の野犬の問題とは。要するに、もてあまして、山に持っていって捨てるというよう

な積極的な行為をやっている人がいるということなんですよね。それから、今言っ たハンターの問題、例えば路上から撃ったとか、あるいは、人家がそこら辺にある のに平気でぼんぼん撃つとか、ひどいのは、旅館を出るときに、靴を履こうとして 引っかけて、暴発して隣の人を殺してしまったという事件が去年かおととしありま したが、あれなんぞは、弾を込めてもいけないし、安全装置どころか、ケースから 出してもいけないんですよ。それを弾を込めて、安全装置外して、それで、もちろ んケースから出して、わきに置いておいて旅館で靴履いているような神経になって いるハンターがいるわけです。気違いに刃物という言葉がありますが、まだおっか ないですよね、刃物よりは。こういうものは、モラルの問題ではないと思うんです。 犯罪なんです。完全に銃刀法に違反しているわけですから、それから、狩猟法に違 反しているわけです。持ってきた狩猟犬を放置していくというのも、これ犯罪なん ですよ。それから、これが野犬になって、そして、人畜を襲うということがはっき りわかっている状態の中で、自分の飼い犬を山へ持っていって、もてあましたから といって捨てるのは犯罪なんですよ。だから、モラルの問題なので、モラルを遵守 しましょうというレベルではなくて、明確にこれは犯罪なんだという視点からきち んと予防策を講じていただきたいと、そういうことなんです。

委員長

町民課長。

町民課長

犬を捨てるという部分につきましては、おっしゃるとおりでございます。そういう意味で、私ども、そうした趣旨をきちっと受けとめて、飼い主の指導というものをさせていただきたいと思います。

それから、狩猟に関する部分につきましては、環境政策課の方からお答えをさせていただきます。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

それでは、狩猟に関する部分について、私の方からお答えしたいと思います。

狩猟、特に、今シーズンはそうですけれども、春の有害駆除、それから、今、11 月1日から来年1月31日まで狩猟期間ということで、ハンターが、オープン時期から見ると幾らかは減っておりますけれども、入っているのが事実でございます。

それで、先ほど町民課長が例として、道路から撃つ、水平で撃つ、そういうようないわゆる狩猟法犯罪となるような行為は、先日も見た方には、次からは必ず車のナンバー等を押さえて、ぜひ私ども、あるいは、いわゆる犯罪ですから、警察にす

ぐ通報してくださいと。場合によっては、私どもに通報いただければ、私どもから 通報するし、もちろん、釧路支庁でも、狩猟の許可出すのは釧路支庁になりますの で、釧路支庁であるだとか、とにかくそういう機関に通報してほしいというお願い もしてございます。それで、犬の先ほど放置の関係も、ハンターが置いていくということも例として質問者おっしゃっていましたけれども、それも含めまして、さらに、これから1月、正月休みに向けて、本州からまたハンターが集中する期間というのやはりあるんですね。狩猟開始の期間、それから、正月の休みがとれる期間、これに向かって、間もなくまた多くの道外だとか、道内のほかの地域からも入ってきますので、支庁等を通じて、許可等の際には、そういう犯罪であるということを含めて周知徹底するように、私の方からも市長なりにお願いしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

ほかにこの目でございますか。

(な し)

委員長

なければ、それでは、ここで休憩をいたしたいと思います。

再開は、3時45分。

休憩時刻15時18分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻15時49分

それでは、直ちに審議に入ります。

3目墓地火葬場費、4目水道費、6目乳幼児医療費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2項環境政策費、1目環境対策費、3目廃棄物対策費、4目ごみ処理費、5目し 尿処理費。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業振興費、3 目畜産業費、5 目農地費。

ございませんか。

(な し)

委員長

53ページ、6目牧野管理費、7目農業施設費、8目農業水道費。

ございませんか。

(な し)

委員長

9目堆肥センター費。

1番、室﨑委員。

1 番

堆肥センターのいろいろなこれから堆肥にしていく原料のものを運んできて置いておく最初のところから汚水が流れ出ますよね。その汚水を、池をつくってそこにためていますね。そこで曝気を行って実験をしてきたというふうに伺っているわけですが、その内容と、どういうねらいどおりの効果があらわれたのか、そのあたりについて説明をしていただきたいです。

委員長

農政課長。

農政課長

堆肥センターの汚水の関係でありますが、堆肥を堆積しておきますと、液汁と言って黒い汁が出るわけでありますが、堆肥センターのすぐ隣接地に、それをためる施設がございます。それについては、そのままにしておきますと、やはり悪臭等、それから、有効な肥料にならないということで、曝気施設をつけまして、この夏から運転をしているところであります。それで、その試験というか、分析を直営というか、衛生センターにお願いをしたりしてやっている状況でありますけれども、その成果についてはちょっとまだでき上がっておりませんので、中身についてちょっと申し上げることできないんですが、状況としてはかなり臭気の面だとか、そういう液肥の状況としては物すごいいいものができ上がっているというような状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

出し惜しみしないで、もうちょっと具体的な話教えてくださいよ。曝気というのは、要するにぶくぶくとやることでしょう、私も、何か係の人に聞いたら曝気というんだと言うから曝気と言ったんだけれども。ホースを突っ込んで、空気ぶくぶくやらせるんですか。それ24時間ぶっ続けでぶくぶくして、何カ月もやったんですか。それとも、何かいろいろな効率のいい方法でやっているんですか。それによって、衛生センターで分析数値が出ていないのはわかりますが、数値が出るのはいつごろ出るのか。それから、今あなたたちの目で見て、あるいは五感で見て、どういうふうに変わってきたのか。そのあたり、もうちょっと具体的な話が、せっかく聞いているんですから教えてください。

委員長

農政課長。

農政課長

曝気というか、エアを送りまして、モーターポンプで空気を送りながら、底に配

管をしまして、穴をあけて、そこから泡を、空気を出すという、一般的には曝気という形で言っておりますけれども、そういう形で微生物の繁殖を促すということで、微生物によりその液肥を分解して、よりよい液肥、肥料として使うという、そういうことをやっているわけでありまして、その成果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、試験はしているんですけれども、ちょっとBODとのそういったものが、我々ちょっと考えた中身ではちょっと違う数字が出てきたものですから、再度お願いをしてやってもらうことになっておりまして、現時点ではその数値的なものはつかんでおりません。

それで、時間的なものについては断続的にやっておりまして、今1日のうち12時間エアを送っているという、そういう装置、極めて簡易的な装置であります。

それで、その状況につきましては、やはり非常に、一口で言いますといいものにでき上がっているというふうに、あの液肥につきましても、真っ黒い色になりまして、ほとんどにおいはしないという、さらさらという感じの状況になっております。

委 員 長

1 番

1番、室﨑委員。

何でそんなしつこく聞くかというと、まず経費の問題なんですよ。各地でもって、厚岸町の堆肥センターのような、ああいう粉状の堆肥の状態にしていこうかという動きと、それから、もう一つは、水肥というんですか、水、水分のうんと多い状態のままで、それこそじょうろでかけるような堆肥をつくろうとする2つの動きがあるらしいんです、私も余り詳しくないですが。それで、キタキツネ物語なんていうあの絵がありましたよね。キツネの写真集なんか出しているタケタツという方、それから、あの地域、小清水農協だとかあそこら幾つかあるようですが、あの地域の人たちは、水肥でいっているようですね。そして、中には、もう会社をつくって、それこそ1升幾らでもってそれを売っていると。目の前で飲んでみせるというようなものまでやっているところがあるそうです。

厚岸町で、今ここまで堆肥センターでちゃんとやってきたのを今度水肥にしなさいとか、そんな話ではないんですよ。ただ、わきに池があって、そこから悪臭が出ているようなものに、ちょっと手を加えて曝気して、今そのデータについてはこれからでいいんですけれども、そういうものが出てきたのなら、例えば、それぞれの農家で、堆肥なんかを置いたときに水が出てくるとしたら、そんなものをわきにちょっと池を掘って、もちろんシートで遮断するんでしょうけれども、そこでもって、

幾らもかからないものでそういうことができて、そしてまた、そのできた水分が、いいそういうものになって、それをまたし尿の方にでもかけてにおいがなくなるような効果がもし出てくるとしたら、小清水あたりのはそういう効果あるそうですけれども、これは、大変コストが安くて、そして、みんなが救われるのではないかというようなふうに、その話を聞いてちょっと思ったんですよ。

ですから、コストがうんとかかるものなら、世の中幾らでもあるわけです。もう何千万円もかけてやるようなものだったら、掃いて捨てるほどあります。でも、今回の議会でも議論が出ていたように、今、それぞれの農家に対していろいろな規制がかかってきています。そうすると、経営状態の非常にいいところはそれに対処していけるんだけれども、やはりみんながみんな左うちわではないです、特に農家は大変です、それぞれが。その中で、少しでも安い経費でもって効果を上げられるものを、そして、個々の農家につけられるようなものを開発していけたら、これはもう大変ありがたいわけですよね。そういう意味で、今の実験も役に立つ可能性があるのかなと思いまして、それでお聞きしているわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

委員長 農政課長

農政課長。

現在の厚岸町内での酪農家のふん尿の処理の方法としては、1つは、ふんと尿と一緒に処理をしていく、そういった形のものが、これは、牛舎の構造的なものから始まるわけでありますけれども、そういった処理の方法と、それから、固と液の部分を分離をする、通常バンクリーナーで固の部分を堆肥場にためる方法、そして、液は、貯留槽に —— 尿だめと言っていますけれども —— ためる、そういった2つの方式になっているわけでありますが、一般的には、その尿だめという液の部分については、ほとんどこれまでは曝気というか、そういう処理をしておりません。それで、最近は、今の平成16年の家畜排せつ物の法律ができますので、それでは、やはり曝気のそういう処理をする施設も附帯をさせなければだめですよという、そういう事業制度になっているわけであります。

それで、問題は、農家の意識にあるというふうに思いますが、町牧場では、この施設をつくるのは、30万円程度かけてやっております。ほとんど簡易な施設でありまして、電気料についても月1万円程度ということで、そんな多額な費用はかからないというふうに思っております。やはり、ふん尿の場合は、物すごい悪臭が牛の

場合はするということで、やはり私どもとしては、環境面においてはそういった2 次的な処理をしていかなければならない。そういうことを農家に普及をさせていき たいという、そういう気持ちがあるわけでありますが、まだまだそこまで現状では 多くの農家はやられていないという部分がございます。そういった面で、今後こう いう簡易な施設でやれるのであれば、積極的に指導をしていきたいというふうに思 っております。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

よろしくお願いしたいんです。

それで、1つ、言葉じりを捕らえるようで悪いんだけれども、農家の意識というふうにおっしゃっているんですが、そういうふうに聞こえたんだけれども、私は、それは、そういうふうに言い切ってしまえばそういうことなのかもしれないけれども、ちょっと異論がありまして、コストなんですよ。安いコストで効果のあるものができたら、だれだってつけたいですよ。ただ、経営ですから、経営の場合には、やはりコストがうんとかさむもので経営圧迫するような装置は、やはりこれは、即収入に影響するわけですから、そこで生活しているわけですから。ですから、その安いコストで、簡易な装置でなおかつ効果があるものを開発していただいてそれを進めていくという、そういう作業をどんどん続けていただきたい。そういうものがあれば、やはり皆さんおつけになる、そういう現在は、みんな意識を持ってやっているのではないかと思いますよ。その点についてはどうかよろしくお願いしたいと、こういうことですが。

委員長

農政課長。

農政課長

大変申しわけない言葉を使いまして、申しわけありませんでした。

それで、もう1つ敬遠される理由としては、エアレーションをすることによって、 泡が出る場合がございます。これは、非常にやっかいな問題で、これらも技術的な 問題として考えていかなければならないというふうに思っております。いずれにい たしましても、これからは、いろいろな食の問題、環境の問題言われておりますし、 そういう面では、簡易な施設でできるのであれば、一生懸命普及をさせていただき たい。農家にも研究をしていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解 いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それ

それでは、進めてまいります。

2項林業費、1目林業総務費、2目林業振興費。

9番、松岡委員。

9 番

水源涵養林を取得するわけですが、場所と面積、それから立木、こういったこと をちょっとお知らせ願いたいと思います。

委員長

水道課長。

水道課長

水源涵養林の質問でございますけれども、今年買おうとしているところは、片無去の 218番地1のうち面積が2万 1,316平方メートルでございます。ここにつきましては立木なんですけれども、立木につきましては植林をしております。造植林をしておりますので、それには補助金も入っておりますので、個人の持ち出しのした分でもってその立木も買わせていただくということでございます。よろしいでしょうか。

(「土地が何ぼで、その立木ということで……」の声あり)

水道課長

土地につきましては57万 5,532円、さらに、立木でございますが、8万 2,091円でございます。合わせまして、65万 7,623円となるものでございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

4目林業施設費、5目特用林産振興費、3項水産業費、1目水産業総務費、2目 水産振興費、3目漁業管理費。

1番、室﨑委員。

1 番

ここでちょっとお聞きしますが、3月議会でもお願いしておいたんですが、若竹 岸壁の一部に、もやい綱をカミソリのように切ってしまう岸壁があるんですね。前 から、船をつなぐ人が危険だということを言っているわけです。かつて、前の議会 でも言いましたから、余り詳しく言いませんが、イワシがたくさんとれたときに、 その魚汁が海に落ちないように、ずーと鉄板を張ったらしいんですよ。それが残っ ているんですね。それが、我々の手で触れば、1センチかそれぐらいの厚さがある ものですけれども、太いもやい綱と船と岸壁の関係でいうと、カミソリが立っているようなものでして、そこのところですられて、もやい綱が切れると。あるいは、うんと干潮時に小さな船がとまると、そこのところを上がってくるときに、それに手をかけようとしたら、がばっと腐っていてはがれて落ちそうになったとか、いろいろなことがあったようですが、これについては、道の方に何年も言っているんだけれども、なかなかわずか 300万円か 500万円のものなんだそうですけれども、うまくいかないという話で、これは何とかしたいというふうに答弁いただいたんですが、これの見通しはどうなっていますでしょうか。

それから、もう1つは、床潭の岸壁なんですが、そこの真ん中にある取っ手の部 分は、非常に太い頑丈な、長靴を逆さにしたような格好とでもいいましょうか、船 をもやう独特のくいがどんと入っているものですから、これについては問題ないん ですが、陸を背にして右側の部分のところなんですけれども、直径15センチぐらい の輪管が、コンクリに一種のくぎで押さえられている構造になっています。これが、 やはり、鉄はどんどんやせるんですね。それで、ちぎれてしまうんですよ。それで、 現在、あそこに幾つ、10ぐらいついていましたでしょうか。そのうち半分ぐらいが もうすっかり、半分ぐらいではきかないですね。3分の2ぐらいが、もう壊れて跡 形もないか、もしくは、跡形があるけれども、使い物にならない。それから、残っ ているのも危ないという状況です。それで、その背中の方に、テトラポットがずっ と積んでありまして、波浮きの。そのテトラにロープを結んで、そこからもやい綱 を引っ張ってとめるというような状況も出ております。また、土建屋さんか何か、 そこらの工事をなさったときに、親切でだと思うんですよ。建材のコンクリートの ときの芯になるかたい鉄の棒ありますね。あれを打ち込んでくれている。それで、 それをそのかわりに使っているというような状況も出ております。それで、やはり、 うんとしけで、うねりが強く防波堤の中まで入ってきますと、危険な状況が出てい るんです。

これも、担当課の方では、もう既に現地を調査なすっていると思いますが、いずれにしても、どちらも町のものでしたらその日のうちに直してくれると思うんですけれども、残念ながら道のものなので、道の方に言って、どういう形でやるかは別として、やらなければならないというお話でしたが、この両方のいわば漁港のちょっと危ない問題なんですが、危ないというのは危険な、人命にも危険を及ぼしかね

ない — もちろん物損を含めてですが — という部分について、もう既に直っていれば大いに結構ですし、それから、この後というんなら、いつどうするのか、この見通し、これについてお聞かせをいただきたいです。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまの若竹埠頭岸壁におけますL型綱の撤去の関係でございます。

この関係につきましては、8月の中旬だと思ったですけれども、北海道と支庁、 それから土現の方と打ち合わせをさせていただきました。その結果、どうも完全に あそこをまず撤去したいということと、それから、今度交わる交差点部分につきま しては新たに車どめを施工しましょうということで、平成16年度に向けて、優先順 の高い順に方に位置を位置づけしていただいております。

それから、床潭漁港の係船の処置の関係であります。

この関係につきましては、本来、係船施設としてはつかない、係船つかない施設ということで支庁の方はとらえていまして、しかし、うちの方としては、現況としてついているということで、直していただきたいということでお話をさせていただきました。その結果、追加要望ということで出していただきたいということで、私どもの方に支庁の方から提案がありましたので、今回、北海道の方に追加要望をさせていただいてございます。いずれにしましても、漁港利用者にとっては必要な施設というふうにとらえてございますので、北海道の方には引き続き要望させていただきたいというふうに思っております。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

いずれも平成16年にはきちんとなるというふうに、明るい見通しでとらえておいてよろしいですね。

委員長

水産課長。

水産課長

L型綱の撤去の関係と、それから、若竹埠頭の関係につきましては、平成16年というふうなことで今進めさせていただいてございます。それから、床潭漁港につきましては、確かに平成16年ということでご返事をしたいのでありますけれども、北海道の方としても、予算の都合、あるいはほかの関連の漁港等のこともございますので約束はできませんけれども、引き続き要望していきたいというふうに考えております。

委員長

1番、室﨑委員。

最悪の場合、道に金がない場合には、かわりに町が執行するというふうなこともできませんか。というのは、非常に危険性が高いんですよ。それで、つないでいる船が、しけのときにもやい綱が切れてしまうというか、そういう状況になって、慌ててそのしけの中を向こう側の危ないよくない岸壁のところに寄せるようにするというふうな事例が出て、私の耳に入っているんです。それで、危険性が高いものですから、もう1年待ってくれ、2年待ってくれと、そうすれば何とかなるからという種類の話ではちょっとないと思うんですよ。だから、最悪の場合、何とか建設さんがやってくれたようながっちりした太いくいでもたたき込んでおいて、そして、少なくても、その後ろのテトラに不安定なもやい綱を結んでびくびくしながら使うというようなことだけは、緊急避難的にという言葉がこんなときに使えるかどうかはわからないんですが、それに準ずるような考えがとれないかどうか、この点につ

いてご検討をいただきたいんですが、いかがでしょう。

委員長

1

水産課長。

水産課長

引き続き道の方には要望したいというふうに思っておりますけれども、16年度がどうしても難しいということになった場合についてでありますけれども、当方としましては、工法等をどういう工法がいいのか、そういったことも一応内部の方で検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

4目漁港建設費、5目養殖事業費。

1番、室﨑委員。

1 番

先ほど歳入でお聞きして、資料の関係、時間の関係でちょっと保留して、歳出で ここでお聞きしたいので、それで、手元に資料も回していただきましたので、ご説 明をいただきたいんですが。

委員長

水産課長。

水産課長

それでは、お手元に配付をいたしましたA4版の2枚の資料につきましてご説明をさせていただきます。

まず、2枚目の説明から入らせていただきます。

この2枚目の表につきましては、餌料の15リッターの単価3万円と設定した際の単価の試算表でございます。この表につきましては、3月定例会に条例提案をした際の資料の単価の試算表でございます。上段の人件費2万2,826円、それから、電気料、水道料、消耗品合わせまして、この餌料の販売分につきまして、金額を3万円というふうに設定したところでございます。

それから、1枚目の表に戻っていただきたいと思います。

この最初の資料につきましては、餌料販売に係る歳出の追加の予定分の資料でございます。上段の左側、当初支出予定額、それから、右側の方が、今回補正分において補正をお願いしている増加の支出予定額を記載させていただいたものでございます。なお、増加支出予定額のうち一番下に記載をしてございます高圧滅菌器につきましては、現在故障し、使用ができないため、今回補正をお願いしているものでございまして、長期にわたりまして使用できるものもこの中には含まれてございます。当初の支出予定額が44万1,000円ということで、それから、追加の増加の支出予定額243万3,563円を今回補正分として計上させていただいてございます。

それから、先ほど室崎委員の方から歳入のところでご指摘をいただいた件でございますけれども、まず、直接経費につきまして、収益を上回った場合、利益が生じるのではないかというご指摘でございましたけれども、利益が生じましたら、センター本体の運営経費の方に充当するという内容の説明を3月にしてございます。

それから、次に、建設時の国、あるいは道から補助をいただいておりますけれども、その補助の趣旨に反するのではないかというご指摘でございますけれども、3月に条例改正した際に、北海道に照会をしてございます。照会した結果についてでありますけれども、沿岸構造改善事業の面から、餌料販売については、施設の設置目的の範囲内における施設の有効利用を図るものでありまして、本来の目的である種苗生産に支障のない範囲であれば、特に販売数量、それから、販売金額に制限はないという見解をいただいておりますので、当時の指導内の販売であるということでご理解をいただきたいと、このように思います。

以上であります。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

3月のときに大分詰めて、詳しくお聞きしたんですよね。ただ、そのときには、 今回のような44万 1,000円という数値のものは出てこなかったんですよ。だから、

どこまでも単価3万円の計算ぴたりと合いますよという話だったんですよね。単価 3万円ぴたりと合う実費でもって売ったら、売るだけ赤字になるのではないですか ということは、そのとき私申し上げました。というのは、どんな商売でも、必ず諸 雑費というのはかかるんですよ。それから、10つくって、10が全部売り物になると いうのは、どんな名人でも通常はあり得ない、必ずすたれというものが出ますから ね。そういういろいろなものを計算に入れておけば、何割かは幅を持たせておかな いと、必ずマイナス転落するというようなことはありませんかと言ったら、いやい や、そういうことはないと、大丈夫だというようなやりとりがあったというふうに 記憶しております。それで、今回聞いたら、当初の10個、これでは赤字だと。これ は、もう最初から赤字覚悟の数字しか出していなかった。だけれども、腹の中では その3倍や4倍は売れるだろうと思ったから、そうすれば赤字にならなくて済んだ。 こういう今改めて答弁が出てきたんですよね。そうすると、3月の議論というのは 何だったんだろうなと、こういうことになるわけですよ。議会に答弁をするときは、 このぐらいのことは言っておけばいいだろう、腹の中は別だよというようなことで やられたのでは、こっちは素人ですから、全く言っていることは正しいものだと素 直に受け取っておりますから、これでは大変困るんですが、その点は、まずお答え いただきたい。

委員長 カキ種苗 センター所長

カキ種苗センター所長。

お答えいたします。

3月の時点では、十分質問者にこちらの真意が伝わらなかったということであれば非常におわび申し上げますが、3月時点でも、赤字ということに関しては大丈夫ですということはお答えしておりまして、その時点でもこの試算はしておりましたが、これは、本当に、先ほども質問者も言っていただきましたけれども、全く未知の世界でございまして、ですから10個程度ということで、歳出の方も、これに係る新たな経費ということで、この程度の新たな費用であれば餌料販売が行われるということをもって、赤字にはならないという思いと、そういった中からの答弁となったと考えております。

これも、企業会計や特別会計と違いまして、一般会計の中でございまして、企業的感覚で物事を進めなければならないのはそうでございますが、ご指摘を受ければ、大ざっぱな収支と言われれば全く申しわけないんですけれども、カキ種苗センター

トータルでいきますと、まだまだ歳入は、歳出に対し不足してございまして、この 餌料の収益を運営経費に充当していきたいということから出発したものでございま すので、ご理解いただきたいと思います。

なお、不足分があれば、またお教えいただきたいと思います。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

未知の世界だとおっしゃったんだが、未知なのか、無知なのか、ちょっとわから ないんですけれども。それで、お聞きするんですが、私が言っているのは、計算が 大ざっぱだとか、そういうことで問題が出てくるのではないかと言っているのでは ないんです。そこのところは、それから、一般会計だから、企業会計ではないから いいだろうということにもならんわけですよ。だって、お金で売るんですから。く れてやるのではないんですよ。それで、なおかつ、ここで非常に気をつけなければ ならないのは、類似品を売っているメーカーというのが既に世の中にあるんです。 そうすると、そういうところは、それは、面と向かったときにはにこにこしている と思います、みんな商売人ですから。でも、同業者というのは、別の言葉でいうと、 商売がたきというんですよ。それで、これは気をつけなければならない。というの は、何が一番問題かというと、補助金を受けて、公のいわば町の一般財源でやって いる施設から売り物が出てくるときには、どういうコストをきちんと考えているん だ、どういうコスト計算をして単価設定をしたんだということは、私が商売がたき なら、相当厳しい目で見ますよ。それで、そのときに、その単価がいいかげんなも のであれば、ダンピングの疑いありということをやはりこれは、競争相手としては 言ってきますよね。それで、その点については厳しくこちらでもって、いわば何を、 どこをつつかれても大丈夫なだけをしておかなければならないんですよ。まず、そ の点が1点です。

それで、その意味からいうと、この10個ぐらいだったら、そんなことはまず問題にならんだろうと私も思いまして、せいぜいそれが2倍、3倍にもなれば精いっぱいだというのであれば、これは、大きなカキセンターの容量の中のごく一部ですから問題にならんだろうと思ったんですが、それが、その20倍、200個になっているんですね。そうしたときに、単価計算の中に、あれが入っていないんですよ。減価償却の部分が、コストの計算の単価計算の中に。そうすると、これは、もし意地の悪い — 常に最悪の場合を考えて言っているわけですよ — その商売がたきの方か

ら、そういうような部分は何も入れないで計算をしたダンピングでないのかと言われたときに、あなたたちはどう答えるんですか。

それから、もう1つ、道との話はわかりました。そうすると、数量がどれだけになっても、要は、このカキ種苗生産にいわば影響を与えるというか、支障を与えさえしなければ、幾らで売ろうと、それから、どれだけ売ろうと、今いる道が補助金を出しているという観点からは問題ありませんよ、そういうふうに言っているわけですね。それはわかりました。

それで、ただし、今言ったような、今いる商取引世界の中で、こういうような形で利潤がどんどん上がってくれば、当然そういういろいろな、補助金をもらっている施設を使って厚岸町は商売をやっているのか、こういう声が出てくると思うんですよ。その点について、もう一度お答えをいただきたい。

それから、いやいや、それは、カキセンターの運営費に充てています。これは、 理由にならないですよ。余った利潤をどう使うかはあなたの勝手ですと言われれば、 それで終わりですから。そういう点で、もう一度お答えをいただきたい。

委員長

カキ種苗センター所長。

カキ種苗センター所長

お答えいたします。

まず、単価の設定は、ご指摘のとおり大変甘い設定になったものとおわびしたい と思います。おっしゃるとおり、減価償却等を含めておりませんで、最初も本当に どれだけ売れるかというある程度のものもなかったものですから、簡単に人件費を 案分して、光熱水費、消耗品からはじき出したものでございます。

それで、競合他社との関係でございますが、これにつきましても3月の時点でご 指摘をいただきましておりましたので、早速顧問弁護士、あるいは特許関係のこと も含めまして、専門家に相談いたしましたけれども、問題ないというような助言を いただいておりましたものですから今日まで安心しておりましたが、質問者がおっ しゃれる問題も、さらに引き続き十分検証させていただきたいと思いますので、ご 理解をいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

1番、室﨑委員。

1 番

それと、これが、まだ現在 200個ということになっていますが、どのぐらいまで の量を限界量として考えているんでしょうか。 委員長

カキ種苗センター所長。

カキ種苗センター所長

能力的には 2.5倍、 500個くらいはつくれるんですが、それ専門にやっているわけではございませんので、あとその需要なんですが、一応当初、主に道内、ウニセンターが主の販売先になるなということで考えておりまして、そこが、22施設あるんですが、そこ全部使ってくれるということにもならないということもありまして、ただ、22施設使っていただいても、それで大体頭打ちかという関係もございまして、能力的には 500個ほど、需要ですと 200から 220個程度が限度かなとは考えております。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

共同開発した会社もありますよね。そういうところを含めて、この後、市場と言うほど大きなものかどうかはわからないけれども、その 200から 300ぐらいがせいぜいだというのであれば。そういうところには、他社参入というようなことは、今のところはないわけですね。

委員長

水産課長。

水産課長

今のところございません。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

いずれにしても、やはりこの施設本来の意図は、先ほどから答弁者もおっしゃっているように、厚岸町でもって新しいシングルシードというカキを育てていく中の一環の中の一つなわけですから、それに支障が出るようなことがあっては、もうこれはいけないわけです。それから、支障が出ないまでも、やはりよりよいものをつくっていくために、いろいろな研究や作業も行われていると思うんです。そういうものが、片一方でもってそれつくれ、やれつくれで時間がとられるようなことになっては、目に見えない支障が出てくるということも思いますので、そのあたりは十分勘案しながら進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

水產課長。

水産課長

本来の目的でありますカキの種苗生産を維持しながら、現行スタッフを中心に、余力の方でやっていきたいというふうに考えてございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

- 6目水産施設費。
- 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。
- 1番、室﨑委員。

1 番

一般質問でもちょっと申し上げたんですが、いろいろな詐欺そのものの商法が、 厚岸町の町にも入ってきている。その中の一つに、あんたのところでつけた下水1 年たったから、本管までのそこのところを掃除しなければならない。だから、掃除 してあげる、安くしてあげるよというのが入っている。これなんかに、そういうよ うなものがいろいろあると思うんです。あと、あんたの家の屋根は、どうも見たら 腐っていると。だから、直してあげる。これも、随分今あるようです。あるいは、 へんてこなと言ったら、これは、その人たちは怒るだろうけれども、きちんとした ものから見るとはるかにへんてこなエクステリアといってベランダみたいなものを 安いと称して、結局高い値段で売りつける。そういうようなものも結構ありまして、 特に、例えば、下水なんかの場合には、今、供用開始してから時間が余りたってい ませんよね。そうすると、こういう業者さんの団体があると思うんです。町内でこ ういうものをやるために、水道課の方では許可を与えていると思いますから、だれ でも入ってきてやれるわけではないですよね、あれは。そういうような方たちに、 自分のお得意さんというか、あるいはやったところだけでも、こういう変なのが来 て乗ってはいかんよということは、専門家としてきちっと教えていただくような連 携をとるというような、あるいは、家に関しては、いわゆる竹田委員さんもいらっ しゃるけれども、ああいう職種の方たちで、この前ちょっと災害の後のいろいろな 問題でもって出ていたそういう団体もございますよね。そういういろいろそれぞれ の業界団体もあると思うんです。そういうところも、こういうものに対してきちん とした知識をお客さんの方に、いろいろな機会を見つけて与えていただくと。下手 なやり方すれば、逆に、こっちの方に客とりに来たななんていうふうに誤解されて は困るということになるけれども、そういうことを決して言っているのではなくて、 それぞれの機会を見て、少しでもそういう知識を与えていただくように、町とそう いういろいろな業界団体とが協力して消費者防衛をやっていくということも効果が あるのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長

商工観光課長。

商工観光 課 長

ただいまのいわゆる悪商法等の関係でございますけれども、一般質問の中の答弁でも申し上げましたように、そういう例えば下水の関係、あと、上水の関係等、そういう装った被害が数件出ております。また、税務課関係から昨日回ってきたんですけれども、税務署員を装って自動車税の督促、それは、他の管内だったんですけれども、そういう我々の方には情報が来ております。そういう関係でございますので、もろもろそういった被害があります。なおかつオレオレ等、そういう関係がございまして、いずれにしても、一般質問でも答弁しましたように、何とかの情報をそういう連絡会議といいますか、そういった家づくり協会とか、そういった分である程度範囲を広げまして情報をいただいて、何とか未然に防げるような対策といいますか、予防策といいますか、それを講じてまいりたく存じます。そう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

水道課長。

水道課長

私どもも、例えば、水道であれば水道の指定店、さらには、排水であれば排水の指定店がございます。その中で、先日来もあったんですけれども、そういう商売をしているということが耳に入りましたので、それぞれ各お客さんからそういう連絡が入るかもしれないと。そういうときには、親切にそういうものに惑わされないようにしていただきたいということで、皆さんもそれらについて協力してくれとお願いもしております。また、これからも、そういうのはたくさん出てくると思いますので、さらに私の方からもそういうお願いをしていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

2目商工振興費、4目観光施設費。

ございませんか。

(な し)

委員長

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、3目土木用地費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2目道路新設改良費、3項河川費、1目河川総務費。

ございませんか。

11番、岩谷委員。

11 番

ここで、別寒辺牛の水系の砂防ダム関係について、ちょっとお尋ねしてみたいと 思います。

これ今中止しながら、たしか調査されていると思うんですけれども、その調査のいつまでこの調査が進められて、その先の見通しがどうか、そこら辺について、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

別寒辺牛川水系の治水砂防施設の整備事業の関係でございますけれども、既に当 初考えられておりました西フッポウシ川については工事を取りやめて、それで、や はり環境に対する影響、漁業に対する影響等が危惧される声の中で、本年の4月に 有識者による検討委員会を立ち上げまして、おおむね今年度の調査そのものは、あ る程度進んできています。そういう中において、調査期間そのもの、きちっとした 決めた決めはございません。ただ、座長である委員長の方では、おおむね2年とい う程度の見通しを示してございますけれども、今現在の調査結果の中でも、イトウ の遡上確認はしているものの、さらに調査時期の問題とか、そういういろいろな調 査がまだ残ってきていますし、さらには、タンチョウの営巣の問題の調査もされる という形の中では、さらにやはりもう1年ぐらいの調査は必要かなという形で考え てございますけれども、ただ、現在調査している段階では、来年の6月をめどに中 間報告がなされるという形の中では、一応、今現在でき上がっておりますトライベ ツダムの改良方法であるとか、どういう提言がなされるか、いずれにしてもわかり ませんけれども、委員各位の提言に基づいて、防衛施設局とも打ち合わせながら、 新たな土砂流出対策としてどういう方法がとられるかということは、その検討委員 会の結果をもって事業推進を図っていく。ただ、当面、調査そのものの見通しとし てはおおむね2年という形で考えてございますので、現在はっきりしたことはまだ 言えないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

11番、岩谷委員。

11 番

大変、調査2年といったら期間が長いですね。やはり工事の方も、かなりやはりここにきて、工事がいろいろやはりない中身で、当然やはり、工事屋さについてもしびれを切らしてくるのではないかな。そう言いながらも、当然やはり国がらみ、あるいはそういうことでやるのであれば、難しい問題に触れるべきではないだろうけれども、ただ、調査期間いつまでで、どうなったのかなというだけ私ちょっと調べてみたいなと思ったんです。もしあれだったら、なるべく早く解決できるような方法でもって進めていただきたいと思います。それだけです。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、調査手法も含めて、やはり時期がございますので、当然1年目、ある程度この中でもっとイトウが産卵して、放流した効果、結果としては、遡上は確認したけれども、産卵して下に下がったかどうかという確認がいまいち、ちょっと時期の問題だったとか、すると、当然、来年の春の遡上を見ないと確認できないという形になります。そういういろいろな形で、どうしても調査そのものが、ある程度基本的な水質調査であればいいんですけれども、それ以外の調査でどうしてもかかってくる。それとあわせながら、今施設の改善、それから、違う手法の検討も、そのための調査というのが新たにふえてくる状況になってございますので、今言ったように、期間は2年と明言しているわけでもございません。基本的には、ある程度委員の方々が検討できる資料としての調査が必要になってきますので、今の段階では来年の6月をめどに中間報告という時期だけは一応方向性は出ておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

12番、谷口委員。

12 番

今の問題ですけれども、情報公開の問題でちょっとお尋ねしたいんですが、今まで検討委員会を3回までやって、1回目、2回目については、札幌防衛施設局のホームページで公開をしておりますね。それで、今回から厚岸町のホームページにも公開していますよね。そうであるならば、やはりホームページは、パソコンを使える人は見ることができますけれども、そうでない人は、どういうことが検討されたのかということが具体的にわからないんですよ。ですから、やはり、そういうものは、きちんと議会なりに報告をすべきではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、具体的に、今回の第3回の検討委員会では、6日、7日に行って、6日は 現地調査をやって、7日には釧路のプリンスホテルで検討委員会を開いて、その中 でどういうことが話し合われて、今後どう進めようというふうになったのかという ことが、具体的に明らかになっているわけでしょう。これをやはりきちんと議会に 提出すればいいのではないのかなというふうに思うんですが、どうですか。

委員長

建設課長。

建設課長

前回の質問で、おくればせながら、2回目の委員会から一応厚岸町のホームページには載せさせていただいています。今、質問者言われるように、議事要旨そのものは、当然、各検討委員の先生方にも確認した上で、議事要旨、それを一応公開させていただいておりますので、別に隠すべき内容でございませんので、ただ、議員さんに対して、議会に対してこういう形でありましたという形で上げるのであれば、別に何の問題ない。ただ、私どもの配慮が足りないという形で認識しますので、検討してそういうふうに進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

12番、谷口委員。

12 番

それから、検討委員会も、以前は非公開で行われていたわけでしょう。今回からは、検討委員会も公開で行うということになっていますよね。そうであれば、やはり多くの人にこのことを知っていただくと。それで、どこまで進んでいるのかをやはり町民に知らせていくということも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことがやられていないと、いつまでたってもこの問題がどうなっているのかというふうに皆さんが疑問に思うのではないのかなというふうに思うんですよ。ですから、具体的に、その今回のを見てみますと、現地視察をして、討議の概要は、現地を見て、事務局の説明を踏まえて各種の意見交換が行われたというようなことから始まって、最後に、土砂の流出対策工法についての1、2、3というふうになっているわけでしょう。こういうことをきちんと知らしめる必要があるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町 長

私からお答えさせていただきます。

今お話ございましたとおり、検討委員会、3回目を既に終了させていただいております。この委員会は、やはり公開制であります。マスコミにも公開しております。 そういう中で、マスコミを通じて、協議等の経過並びに内容等についても、そんな ふうに私は報道されているではなかろうかと思っております。さらにはまた、施設局、そしてまた厚岸町、それぞれご指摘ございましたように、ホームページでその内容等も明らかにしておるわけであります。そういう意味において、どういう手法をもって、さらにまた多くの方々に情報を提供するかということであろうかと思っております。ただいま担当課長から答弁のありましたとおり、何もマル秘でやるようなことではございませんので、公開制をとっておりますので、今後多くの方々に周知できる方法を考えてまいらなければならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、3目下水道費、4目土地区画整理費。 ございませんか。

(な し)

委員長

7款土木費、4項土地区画整理費、5項公園費、1目公園管理費。 ございませんか。

(な し)

委員長

- 6項住宅費、2目住宅管理費、3目住宅建設費。
- 8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目災害対策費。

1番、室﨑委員。

1 番

一般質問でも地震の話が出ておりましたが、10年前に、大きな地震が続けてやってきたと。そしてまた、今回、それと同規模の大きな地震が来ました。3回とも、大きな津波でこの町がやられるということが幸いなことになかった。これが、本当に不幸中の幸いであります。

それで、これ臨時会でもちょっと私申し上げたんですが、今回の地震のときも、前回も同じようなものを目の当たりにしたんですが、15分ほどたった状態で、役場の中は、職員がもう7割以上の方が配置についている。共稼ぎの方もいらっしゃるんですけれども、それは、ご夫婦とも配置についている。そうすると、もう自宅がめちゃくちゃな惨状になっていても、そういうものは投げて、とにかく対策本部に

来ているということでして、これは、私は、厚岸町の職員の質の高さというものを 褒めるべきだと、そのように思っておりまして、こんな席をかりて、大変に感動し たと申しますか、ありがたいことだと思っております。

それで、今回そういうことで、揺すぶられるだけで、大きな津波、あるいは何か大きな火事がそれによって起きるとか、そういうことがなかった。これは、本当に不幸中の幸いでありまして、その意味では非常にいい実地訓練をやらせていただいたという面もあるわけですね。防災計画の見直しを含めて、今回、この10年間、前の大地震を教訓にして相当に手直しをして、避難訓練やら、あるいはいざというときの体制やらをつくってきましたけれども、やはり実際にこういうものにぶつかると、あちこちに、もっとこういうふうにした方がいいと。ここのところはこれでいいと思ったけれども、うまくなかったというふうなものが出ているかと思うんです。そういうものは、もう大体まとめていらっしゃるんでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

この災害に対応いたしまして、いわゆる実際の体験を通しました教訓とでも申しましょうか、以前に室﨑委員さんの方から提唱いただきましたインシデントレポート、この方式をもちまして、今回の災害対応における職員の行動、あるいは感じたことということの取りまとめをさせていただきました。そういった中で、いろいろ出てきているわけですけれども、当然重複している項目等もございます。そういった中で、細かなものから大きなものまでという形の中で出てきてございます。まだ、ちょっと分析等々、まとめの部分まで入っておりませんけれども、そういった中で、いろいろやはりちょっとした課題であるとか大きな問題、小さな問題浮かび上がってきている部分がございます。これらは、今後の防災計画、あるいは庁内のマニュアル作成について十分生かしてまいりたい、このように考えてございます。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

まとまった段階で、これは、ぜひ議会の方にも配付していただきたい。そして、 やはりこういうものについての議論を深めて、より実際に則して有効な形のものに していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それで、そのいわゆる今のインシデントレポートは、主としては行政の中におけるものだと思うんですが、前回というのは10年前の地震ですね。そのときにも釧路

で言われまして、今回もまた釧路やあちこちでもって言われている一つに、これは、 行政の中の問題ではないんですが、それぞれのご町内といいますか、その地域地域 で、お年寄りや、あるいは障害者、いろいろな弱者と言われる方たちを中心に、非 常に恐ろしい目に遭ったところと、あるいは、ひどい場合には、前回のときには死 者5人というのかな、そういうものが余りない地域とがはっきり分かれるんだそう です。それを専門家が調査しているんですね。今回も同じようなのがあったそうで すが、そうすると、やはり、そこの大きな要素に、ご近所の声かけというのがある んだそうです。青苗地区の津波のように、もうそういう状況も許さないような物す ごいものが来たときは、これは別ですよ。だけれども、今回のこの道東での10年の 間に3回来たものの中では、大体そういうのが出ているんだそうです。これは、や はり、大きな要素の一つではないかと。福祉課の方は、すぐそれぞれの担当のとこ ろを回って、そして、今回だったか、その10年前の地震だったか忘れたんですが、 たんすがひっくり返りそうになって、その下でもって、かろうじて三角のすき間で もって震えていたおばあさんをすぐけがも何もない状態で助けることができたとい うふうな話も聞いたことがありますが、そういうときも、ご近所の声かけがあった らもっと早いかもしれない。そういうことも含めて、これは、福祉になるのか住民 課になるのかわからないんだけれども、やはりそれぞれの自治会や地域との連携で すね、そういうものも、やはりこういうひとつの見直しといいますか、考えるとき の要素に入れておいていただきたいなと、これはお願いするわけですが、そういう 点についてもまたよろしくお願いしたいんですが。

委員長 総務課長

総務課長。

災害時の対応という部分につきましては、今回の議会の中でもいろいろ議論等も、ご意見等もいただいてございます。その中でも申していますけれども、やはり、一たん災害が発生いたしますと、おっしゃられるように、行政だけでは対応できるものでございませんし、やはり地域、隣近所、家庭、家族、これらの助け合いの中で自分の身を守っていただくということが非常に大事だということで、実は、私もそのように十分感じてございます。今後の訓練におきましても、そういった部分にやはり力を入れながらやっていかなければならないだろうというような意識は私も持っておりますし、そういった意識の中で、それぞれの地域でも自主防災組織の中で取り組んでいただければなと、こういうような実は思いでもあります。

今回の状況の中で私自身感じたことでございますけれども、例えば防災無線で避難を勧告するといった言葉の一つの中に、隣近所、家族声かけ合って逃げてくださいという言葉の一つ入れるだけでも、やはりそういった避難行動を促す部分に含まれてくるのかな。小さな反省でございますけれども、そういうような部分も感じてございます。いずれにいたしましても、非常に大事なことというふうな認識でございます。この辺をどういうように進めていくかという非常に難しい部分、課題等もございますけれども、こういった意識、少しでも広がっていくように心がけてまいりたい、努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解とご協力のほどを賜りたいというふうに思います。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

総務課長の小さな反省、大きな効果というわけですな。

それで、もう1つお聞きしたいのは、どうも時々耳にするんですが、避難場所に常夜灯がついていますね。これが切れているという話がある。半年前に切れていた話が、今私の耳に入るのか、今切れているから耳に入るのか、それはわからないんですよ。だけれども、ちょくちょく聞こえるんです。それで、これは、何か定期的に見回るとか、そういうことを常に行っているんでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

避難場所のいわゆる太陽電池の常夜灯というふうに表現させていただきますけれども、部分につきましては、点検という形ですと、いわゆる年に1回の機能点検という部分はございます。ただ、日々の中でのライトの点滅という状況という部分については、こちらの方で常時見るというような形は非常に難しいということの中で、実は、町内会等を通しまして、あった場合については、そういう気づいた時点についてはすぐ連絡を欲しいというような部分について、設置当時からそのような形でお願いしてきている部分があるということでございますけれども、それの徹底が一部されていないような状況の中で、切れた状態のままで何日か時間が過ぎた状態の中で連絡が来て、こちらの方で認識したというケースもございます。

いずれにいたしましても、やはりお近くにいる方が一番先に気づかれるということになろうかと思います。物が物だけに、少しでも早くに復旧をさせなければならないという性格のものでございますので、その辺につきましては、さらにそういう

点検、連絡体制という部分について、また再度確認させていきながら、少しでも早く手を打てるような体制づくりをしていきたいなと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委 員 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番、菊池委員。

13 番 御供山について、一般質問でもお伺いしましたけれども、最近、大地震が続いているわけでございます。最近の御供山の状態といいますか、治山工事が行われて続いておりますけれども、どのような状態か、心配ないか、森づくりセンターはどう見ているか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 環境政策課長。

環境政策

長

御供山の周辺、ご存じのとおり、急傾斜であるだとか、非常にすぐがけの下に、 特にポント地区はそうなんですけれども、がけの下に住宅が並んでおります。

それで、先日の一般質問の中で総務課長からもお答えしておりますけれども、昭和40年代からずっと、当時は厚岸林務署と言っていましたけれども、その時代から治山工事、それから、町の関係では、最近では奔渡町それぞれ小規模治山工事などを行ってきております。それで、小規模治山工事は、16年度も計画はしておりますけれども、治山事業の方も、森づくりセンターが中心になって毎年やっておりまして、今年も厚岸小学校の裏山だとか施工しております。それで、いずれにしても、あの地域というのは、先ほども申しましたように、非常に落石であるだとか、危険な地域でありますので、治山、あるいは町が行う小規模治山工事、これにつきましては、引き続きいわゆる補助事業として要望をしていきたいというふうに考えております。

委員長 13番、菊池委員。

13 番 大きい地震ばかり続いているわけでございまして、地震で変化していないか、不 安を訴える住民もいるわけでございます。それで、一応案でございますけれども、 御供山の周辺の住民に、住民の協力を得てモニターになってもらって、木cm 、ある いは不審音ですね、いつもの音と違うとかという、そういうデータとりなどをして みてはどうかと町で考えてみないか、その辺の姿勢をお伺いしたいと思います。

委 員 長 環境政策課長。

環境政策 課 長

周辺地域に、今、質問者がおっしゃるような、そういう住民の組織だった形でのお願いはしてございませんけれども、今回の地震の際にも、すぐ地域の方から、何か動いているような、例えば、何か木が前と違って動いて手前に来ているのではないかと、そういういわゆる目視ですね、そういうことで情報をいただいて、いただいた際には、すぐに私どもと森づくりセンターと一緒になって現地を確認して、対策を検討するという形になっております。

それで、そういうことをモニター的制度としてつくれないかというようなご質問だったと思うんですけれども、日常的に、地域で治山工事等を行っていますので、地域住民には、何か変化があったら必ず森づくりセンターなり私ども林政係の方にお知らせ願いたいということは常々言っておりますし、今、質問者が言われる組織だったモニター的な制度的なものについては今後検討してみたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

13番、菊地委員。

13 番

ぜひ検討していただきたいと思います。そしてまた、住民みずからが申し出るモニターもいると思いますから、その辺も一応、住民に対してのお願いというか、回覧というか、そういうものをうたって、環境政策課の方でもって一応住民依頼の文書をつくって喚起していただきたいなと、こういうふうにも思うわけでございます。一応、先ほど検討してみるということでございますが、ぜひ前向きにお願いいたしたいと思います。事故が起きてからでは大変でございます。そういう面で、ひとつ早目に研究していただきたいと、このように思います。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

御供山の山沿いといいますのは、地震のみならず大雨の際にも落石並びに地崩れ 等のおそれがあるわけでございまして、そういう意味で、管理センターを通じてい ろいろと要請をし、その工事がされておるわけであります。

今ご指摘がございましたとおりの内容につきましては、町といたしましても検討 しながら安全なまちづくりを推進してまいりたいと、かように考えますので、よろ しくお願いしたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3目教育振興費。

1番、室﨑委員。

1 番

委員長、すみません。ちょっと膨らむんですけれども、勘弁してください。

ちょっとほかにあれがないものですから、ここで申しわけないんですが、奨学資金というんですか、学校に行く子弟に対して町が応援するという、その制度を厚岸町も持っていて、基金制度になっているというふうにたしか聞いていましたが、これの返却というんですか、返礼というんですか、例えば、私が学校に行くというので、厚岸町からの奨学資金を借りますよね。就職をしたらということなのかな、月々やるのか、年に1回なのか、それは知りませんが、定期的にお返しをしていきますよね。それが、厚岸町は、私実態聞いていないんですが、全国的にいうと、国のあれは、国ではなくて、ちょっとあれなのか、育英会資金みたいなのがありますよね。そういういろいろなもので滞っているところが非常に多いという話は聞いているんですが、厚岸町では、この返却というのは非常にスムーズにいっているんでしょうか。その点まずお聞きしたいんですが。

委員長

文 | 教多

教 委 管理課長 教委管理課長。

厚岸町の奨学資金制度についてのお尋ねでございますけれども、厚岸町の場合につきましては、奨学生が目的の学校を卒業したときについては、貸与された奨学金については10年以内の期間で、教育委員会と定める方法で無利子で毎年相当額を返還するというような制度になってございます。

ご質問の奨学金を借りた方が、その期間内に返還されているか、その状況についてのお尋ねでございますけれども、現在までの返還期間内の償還者、言うなれば、目的の学校を卒業して、10年以内の返還期間内の償還者について、24人いらっしゃいますけれども、このうち返還されている金額については 546万 8,000円ということで、残額が 1,161万 2,000円であります。これらについては、大体の方々が、卒業後の償還始まるときに、教育委員会の方と月幾ら、あるいは年幾ら償還すると、そういうお約束のもとに償還をしていただいておりますので、ほぼ償還がある程度スムーズにいっているというふうに思っています。ただ、返還期間を超えて償還しているものがございまして、現在10年で償還していただくということで、以前の条

例では6年ということでございますけれども、こういう方が22人いらっしゃいます。総額で 711万 6,000円を貸し付けてございまして、このうち返還につきましては 229万 3,000円ということで、償還が未納になっている部分については 482万 3,000 円であります。今年度になりまして1名完納がありましたので、最終的には 21人の 482万 3,000円という状況になってございます。

私どもも、議会の方からも、たびたびこうした無返還者、あるいは返還が滞っているものに対しての督促なりを強化をしてほしいという、そういったご指摘もございますし、監査委員の方からもそういったことで、将来、向学心に燃える子供たちが上級の学校に行くための基金でございますから、こうした滞っている部分については、やはり督促なりをして償還していただくというような手だてをとってほしいと、とってくれということで、私どもも年2回、こうした方々に文書をもって、本人と、それから保護者、さらには保証人をつけておりますので、こうした方々へ文書をもって通知をしているということでございます。また、日常的には、電話をもって請求、あるいは償還のご相談に応じているところでございます。

いずれにしましても、最近、非常に経済状態もかなり低迷しておりまして、なかなか返還の部分がスムーズにはいってはございませんけれども、こうした今年度に入りましても、これまでに9人の方々、今までで償還がされていない方、あるいは償還が滞っている方々9人に対しまして、9人から26万8,000円の償還をしていただいているところでございますし、また、毎月の返還につきましても、本人と十分ご相談の上、定額をもって償還するようにということで努めているところでございます。今後につきましても、こうした未返還者につきまして強力に返還するように、本人、あるいは保護者、保証人の方へ当たってまいりたいと、このように思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

わかりました。

それで、この未納者というか、未返還者21名、これについては、保証人を含めて、 債務者との間では連絡がとれているということですね。

委員長

管理課長。

教 委管理課長

お答え申し上げます。

未返還者のうち、これまでに本人、あるいは保護者、あるいは保証人の方々から

の接触を図っているわけでございますけれども、一番の問題につきましては、本人の居所が、私どもの方でなかなかつかめないというような状況がございます。本人の方には、たびたび先ほど申し上げましたように、文書をもって通告しているわけでございますけれども、文書の方は返還、郵送が戻ってくると、そんなような状況でございますので、これらにつきましても、家族の方、あるいは保証人の方に改めて当たって、督促、あるいは償還の相談に応じていただくよう対応してまいりたいと、このように考えてございます。

委員長

1番、室﨑委員。

1 番

銀行なんかでも、あるいは国の金融機関でもいろいろありますね。そういうところで返還をしない、不良債務者ということになるのかな。そういう者に対しての区分けのときには、待ってくれでも、あるいは分割して払うでも、返事があるものと、まるっきりナシのつぶてのものとははっきりと分けて考えます。その点のきちんとしたやはり対応をとっていただきたい。文書を出す、返ってはこない。すると、届いているんだろうなというのと、それだけで終わっているのと、こちらが文書を出したときに、かくかくしかじかの事由で今大変なものだから、今年1年は何とか待ってくれないかとは、うそでもいいとは言いませんけれども、そういう反応のあるのとないのとは、これは白と黒ですから、その点ははっきりしていただきたい。

その上で、もう1つ視点を持っていただきたいのは、遅延した場合には、遅延利息の請求ができるわけです、こちらとしては権利として。という観点も持っていただきたい。全部せいという意味ではありませんよ。そうすると、相手方の事情や対応によってはそこのところが交渉の対象になり得ると思いますが、それだけのやはり強い態度を持っていただきたい。

それから、今、奨学訴訟もありますし、督促手続やいろいろなものもございますから、場合によってはそういうものも発動せざるを得ないというものをきちんと持っていただきたい。というのは、返さなくて済むんだったらば、きちんと返している人たちが気の毒なんですよ。それから、基金ですから、使ってしまって返さない人がぼんばん出てきたら、この前の育英会の報道のように、今後に回転していかないですね。そうすると、せっかく雄偉な青年が、これから町の奨学資金いただいて、何とか勉強しようと思っている人の枠が小さくなってしまう。これも、大変なよくないことなんですよ。そういうことがありますので、やはり不良債務者という言葉

がこの場合いいのかどうかわかりませんけれども、やはりきちんと返していない方に対してはそれ相応の、もちろん相手方の事情やそういうものがありますから、苛斂誅求を行えという意味ではありませんけれども、やはりそれは、そういう約束でお貸しした金なんですから、その点はきちんとするようにしていただきたい。これは、何も奨学資金に限らない。要するに、厚岸町が貸し付けをしているものについては全部そういうことがきちんとしなければなりませんよね。特に、今のような財政状況になってくると、そういうことに対しても目配りを非常にきちんとしていかなければならない — 今以上に — 時代ですので、その点よろしくお願いしたいと、そういうことですが、いかがでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 ご質問者おっしゃるとおり、まず、反応のないといいますか、無返還者で全く音さたない方々を対象に、重点的に、やはり本人なり保護者の接触につきましても、今後あらゆる手段を使って強化をしてまいりたいと、このように思いますし、いずれにしましても、この基金の枠というものが、こういう返還されない方が多く出ますと、今後のこうした奨学資金を借りる方の子供たちに影響が出ますので、そういったことを考慮しながら、粘り強く未返還者の方に当たってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

4目教員住宅費、6目スクールバス管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2項小学校費、1目学校運営費。

12番、谷口委員。

12番

ここでお尋ねしたいんですが、今回、全般的に消耗品費が補正になっているんですよね。その一方で、これからどういう冬が来るかわからないにもかかわらず、燃料費はほとんどが、一部は増額になっていますけれども、減額になっているというふうになっているんですが、これについては、どういうことからこういう消耗品が

増額で燃料費が減額になったのか、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 今回の学校配当の補正でございますけれども、全般としましては、これまでの実績を踏まえた上で、消耗品費の方の関係を主体的に補正対応しました。今回、この燃料費を補正をしている部分につきましては、暖房用燃料以外の部分ですね、言うなれば、草刈り機用のガソリンとか、そういった部分についてはもうほぼ実績が見込まれましたので、その分を減額したということでございまして、暖房用につきましては、今後の今年のこれからの状況が心配されるところでございますけれども、灯油につきましても、重油につきましても単価がアップしている状況、さらには、今後の厳寒に向かってのその状況もございますけれども、それにつきましては3月の方で整理をさせていただきたいと、こういう考えでございまして、今回の燃料費については、暖房用以外の部分の草刈り機用のガソリンとか、そういった部分について補正をしたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

そうすると、冬期間の暖房については、心配しないで安心してということなんで すね。

それで、今回この消耗品費が、ほとんど真竜小学校だとか厚静小学校だったかな、減額になっているものは。それ以外は、中学校も含めて、すべて消耗品費は増額なんですよね。それで、これの主な要因はどういうことなのか、この消耗品費について、大まかに簡単に言えば、どういうものがこの項目に入るんですか。

委員長

管理課長。

教 委 管理課長

暖房用の燃料費の関係につきましては、今回補正対応しませんでしたけれども、 1つには、灯油、あるいは重油の単価が上がってございますので、その部分につい ては不足するということでございますし、また、今後のこれからのさまざまな状況 によっては補正対応もやむを得ないのかなというふうに考えてございます。

今回、消耗品関係の補正しておりますけれども、1つには、例えば特殊学級につきましては、学級割りで定額分をもって配当しておりますけれども、この当初予算につきましては、一昨年の11月ぐらいの状況でとらまえてございまして、最終的に、特殊学級が1学級であったものが2学級にふえたとか、そういった状況で、あるい

は人数割りとかそういった状況で、今回の消耗品の補正になったというふうなこと でございます。そのほか、実績の部分で若干調整をさせていただいたということで ございますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

燃料費については了解します。今、大変いろいろな情勢から燃料も上がっているようにも聞いていますから、そういう対応をきちんとしていただかなければならないというふうに考えますけれども、今回この消耗品費については、大きいのは、そうすると、そういう特殊学級なんかの増学級によってそういう対応をしなければならなくて、消耗品費を今回ふやしていかなければならなくなったというふうに考えてよろしいですね。それから、あとは、計数的に若干足りなくなったので、その分を今回の補正で見てきているということに理解をするわけですけれども、ただ、額的には、それぞれの学校の額は大きいわけではないんですけれども、今回こういう補正をしなければならないくらい学校も学校運営が大変厳しくなっているのかどうなのか、その辺ではどうなんでしょうか。納入価格が、きちんと競争原理みたいなのが働いて、お互いに競争し合って納入しようという業者の意欲みたいのがあるのか、ないのか、その辺も含めてお伺いしたいんですけれども、どうなんでしょう。

委員長

管理課長

`E

管理課長。

今回、例えば、厚岸小学校など大規模な学校では、どうしても学校の事務用品の部分が不足しております。1つには、大量に紙といいますか、そういったものを使う。授業関係、あるいはそういった形で使いますので、どうしても事務用品については不足が生じているということで、今回、総体的な中で調整をさせていただいたということでございます。そのほかに、そういった当初の予算の配当の基準と若干違った分を今回あわせて調整させていただいたということでございます。

いずれにしましても、中心校の方ではやはり児童・生徒数もかなりいらっしゃいますので、そういった中ではこうした状況が出たのかと思います。今年度、学校配当を見積もる際に、できるだけ各学校の状況等を聞きながら、把握しながら、できるだけ学校側の方が、こうした事務用品なりがスムーズに使用できると、予算執行できるという形で組んだわけでございますけれども、若干そうした私ども考えたよりも、やはり中心校の方では事務用品の方が若干不足した状況になっているということで今回調整をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

(「あと、競争原理が働いているかということを最後に言ったんだけれ ども」の声あり)

教 委管理課長

競争原理の関係でございますけれども、今、財務会計システムにつきましても、 必ず見積もる場合については、2社なり3社というふうな形で見積もりをとって、 そうした中で見積もり合わせをして予算執行をするというふうなことで進めており ますので、その点については学校側の方も、少ない予算で効果のある予算執行とい いますか、そういうことに心がけているところでございますので、その点につきま してもご理解を賜りたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

91ページ、2目学校管理費、3目教育振興費。

14番、田宮委員。

14 番

要・準要保護の関係ですね。就学援助の関係なんですが、改めて、この第2次の 財政運営基本方針、こういう中で、国が本来2分の1持つことになっていますね。 ところが、最近、国が2分の1持たないということで、超過負担がふえてきている と、こういうふうなことになっているようでありますが、全体的な就学援助の動向 ですね、私の考えでは、こういうような状況ですから、恐らくふえているのではな いだろうか。それに対して、国が2分の1を見ないということになってきていると いうんですが、全体の動向が1つと、国は、いつごろから2分の1見なくなってき ているのか。それは、明確な根拠があるのかどうなのか、その点についてお答えを いただきたい。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 ご質問の就学援助の関係でございますけれども、現在、当町におきましては、要 保護に準ずる程度に困窮していると認められている児童・生徒の保護者に対しまし て、就学援助支給金を決めて、制度を持っているところでございます。学用品、あ るいは……。

(「中身はいい、中身はわかっているんだから」の声あり)

教 委 管理課長

そういうことで、国と同様の手当をしているということでございます。

ご質問のまず準要保護の状況でございますけれども、要保護の部分については、 人数的には余り変更ございませんけれども、準要保護の部分につきまして、最近の こうした経済情勢の低迷を反映して、とりわけ15年度におきまして非常にふえてま いりました。ちなみに、全小・中学校でありますけれども、昨年は 136人の準要保 護でありましたけれども、今年度に入りまして 153件ということで、17件ふえてご ざいます。主に、中心4校の方になりますけれども、こうしたことで12.5%ほどふ えてきているということです。

ちなみに、以前と比較しますと、ちょっと数字を持ち合わせてございませんけれども、平成6年当時につきましては 100人を切っていたというような状況でございまして、現在については 153人ということで、約倍とは言いませんけれども、急激に、年々こうした状況が伸びているというようなことでございます。そうした中で、私どもの方としましても、この制度にのっとって援助をしているところでございます。

一方、国の方の補助制度でございますけれども、国の方は、ご質問者ご案内のように、2分の1を国が持つというふうになってございますけれども、近年、私どもの方の補助金の実績を見た場合については、2分の1、50%に達していなくて、40数%ぐらいで推移してございます。援助の方の支出の方はどんどん伸びておりますけれども、国の方は、この2分の1の補助金の配分に当たりましては、国の方の予算の方の関係があろうと思いますけれども、就学援助に関する国の援助に関する法律というのがあるんですけれども、この中では、全道的な児童・生徒数との割合と、それから、生活保護を受けている者の総数、そういったものを勘案して、厚岸町の方に、児童・生徒数の配分という形で割り当てがあるということでございます。

したがいまして、今回、補正をお願いしている部分については、小・中合わせまして 153名になるわけでありますけれども、今回来ている部分については、学用品につきましては90名というふうなことでございますので、そういったことで、最終的に、この分を2分の1として見た場合に割り返しますと、50%を大幅に切っているというふうな状況でございます。今回補正でお願いしている分を見ますと、小学校費の方で34.8%というふうな状況、それから、中学校の方で33.6%の状況ということで、国の方の補助金の予算の方も大分きつくなっているふうに聞いてございま

すけれども、私どもとしましては、2分の1、半分は、法律に基づいて補助金の交付をお願いしたいということでおりまして、管内の教委連、あるいは全道的なレベルで、道、あるいは国に、こうした国庫負担の補助金の増額について要請をしているところでございますし、今後についてもそういった要請行動をしてまいりたいと、このように考えてございます。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

目の前に鮮やかにわかるような答弁にならないんだよな。いいです、時間もないし。

それで、このことについてのここ3年くらいの動向、それから、超過負担になってきている状況、こういうものについて、資料をつくっておいていただけませんか、今すぐでなくていいですから。そういうことで、結局、こういうふうな状況が続くと、就学援助を受けてくれというあなた方のアピールがだんだん弱くなって、結局受けたくても受けられない、そういう状況になってしまうのではないのかなというふうに思うんですね。それは、大変困ることだし、国には強く、やはり建前が変わったわけでないはずなんですね。前は、とにかくふえればふえた分、国は2分の1見ますよということでやってきたはずなんです。結局それが、いつの間にか予算の範囲で、何か今聞くと、人数も枠があって、その範囲で見るというような方向になってきていると聞くんですが、そういう点について、資料をつくってわかるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

教育長。

教育長

確かに、委員言うとおり、10月ごろに通知があるんですけれども、これは、こちらから準要保護の数を提出しているわけではありません。国の方が、今年についてはこの人数ですというふうに言ってくるわけです。ですから、その人数が実際の人数と近ければ50%に近い数字になるんですけれども、給食費等に至っては、半分以下しか人数的に割り当てになってこないと。ですから、2分の1の範囲内といっても、経済情勢が悪くなるとどんどん下がってくるというふうな状況にあります。ですから、僕たちも困惑しているんですけれども、この金額を下げるとかというふうな性格のものでもないですし、出しなさいという金額は、文部科学省の方で決めているわけですよね。決めていながら、なおかつどんどん補助率が下がってくるという実態でございますので、資料等用意いたしまして、この次の機会までにご説明し

たい、かように存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、進めてまいります。

3目中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費、5項社会教育費、1目社会教育総務費。

ございませんか。

(な し)

委員長

3目公民館運営費、5目博物館運営費。

16番、竹田委員。

16 番

この中の郷土館の部分なんですけれども、臨時職員からのお話で、燃料費1万9,000円というふうに出ていますけれども、施設の中に臨時職員が働いているわけですけれども、いろいろな施設の中にいるんですけれども、その働く人たちの賃金というか、時間給というんですか、そのものは、全部まず同じ賃金が払われているのかどうなのかということをちょっと聞いた上でお話ししたいんですけれども。

それと、働いている場所というか、座っている場所ですね、管理人というか。その座っている場所が、全館皆違うわけですよね。そういった違う場所において、そこの部分が暖かい場所なのか、寒い場所なのかということを、働いている人たちの座っている場所をちゃんと把握しているかどうか、その2点、ちょっと先に聞きたいんですけれども。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

ただいまのご質問にお答えいたします。

予算計上しております部分については、郷土館と太田屯田開拓記念館のいわゆる 11月16日から3月31日までの冬期間の開館に係る経費を計上しております。それで、職場の状況ですけれども、郷土館にしろ、それから、太田屯田開拓記念館にしろ、冬期間の開館ということで、平日は閉館で、土・日開館ということで、かなり寒い状況になっていることについては、現状そういう状況になっているというふうに認識しております。

賃金の部分につきましては、いろいろ経験年数等を勘案して参酌しますけれども、

たまたまお2人の賃金については同額になってございます。

委員長

よろしいですか。

16番、竹田委員。

16 番

その上でお聞きしたいんですけれども、まず、賃金が同じだということは、同じ待遇をしてあげなければならないということがあると思うんですよ。暖かいところも寒いところも同じということにはならないと思うんですよ。寒かったら、暖かくしてあげなければならないのではないか。実際、働いている人に僕聞いたんですけれども、灯油の量が決められて、これしかないですよ。これ以上たいたらなくなりますよ。たいて終わったらあとないので、自分の家からこっそり灯油を持っていってたいていると。そんなつらい思いをして働いている。11月16日から3月31日まで灯油与えるけれども、4月だって寒いんですよね。これは、どう考えたっておかしいのではないか。差別になってしまう。

もう1つは、この期間に灯油を与えるということ自体がおかしい、時期的にも。 3月31日って、4月になったら、北海道とか厚岸町で灯油なんかなくなったらいられないのでは。だから、足にもがっちり毛布かぶって働いているというんですよ。 そんな姿見ていますか。それは、やはり考えてあげなければならないと思いますよ。 だから、職員と臨時職員の差別があるということで、非常に臨時職員から文句来ています。そういうことをやはり考えてほしいんですよ。もっと言うならば、きちっと灯油タンクをつけて、ストーブを配置して、やはりやってあげるべきだと思うんですけれども、その点いかがですか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

お答えいたします。

この2つの施設、両施設とも非常に寒い状況の中での勤務というふうになってございまして、私もそういう状況については聞いてございます。ただ、自宅から灯油を持ってきてという話は、今初めてお聞きしたところでございますので、最低限そういうことのないよう今後内部で検討して、職員の健康管理も十分配慮しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16番

寒いというのはわかっていた。それは、いつからわかっていたんですか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

私が、昨年の10月にこの職場に参りまして、それから経過しまして、今年の3月 ころにそういう話を聞いてございます。

委員長

16番、竹田委員。

16 番

昨年の12月、1年間も投げておくというか、何の対処もしてあげられないというのは、どういったことなのかな。冷たさというんですか、建物は寒いわ、管理している人間は冷たいわといったら、本当にかわいそうではないかと思うんですよ。3月31日以降の灯油の配分をまずひとつ改善してほしい。それから、きちっと囲いか何かを、ガラス張りの風除をして、小さいストーブでもたいて、暖かくなる方法、それから、灯油タンク、ストーブの設置等をきちっとやはりしてほしいと思うんですよ。それをすぐ、今もう12月ですよね。すぐ改善できるのかどうかも聞きたいんですけれども。

委員長

海事記念館館長。

海 事記念館長

今のご質問なんですけれども、ちょっと課長答弁いろいろあるんですけれども、 私の方から実際に管理する者として、雇用する前に、郷土館と太田は施設が違いま すし、かなり郷土館寒いということはご本人にも話しておりますし、それに対する 油につきましても、なくなりそうであればすぐ連絡してくれということで、我々は、 そういうことで来た場合にはすぐ対応しておりましたし、そして、郷土館は、確か に、あそこの中は寒い。それで、とにかく寒くないような服装でやってくれないか ということで十分お話はしているつもりです。ですから、灯油についてもそういう 形でお話しておりますので、ただ、実際この寒さをどうするのかという問題はあり ますけれども、今の状況の中では、あそこを大規模改修するわけにもいきませんの で、とりあえずご理解賜りたいかと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16 番

理解できないですよ、全然。自分がもしその場所に働いていたらと考えたら、何とかしてほしいと思わないですかということですよ、最終的に。自分がそこに働いていたとしたら、当然そう思うのではないか。だから、そういう優しさがないということでしょう。だから、住民感情で、職員との待遇が悪いというふうに文句が来るということ。だから、大き過ぎるのであれば、さっきから言っているけれども、風除室で囲うとか、受け付けする場所だけ。幾らもかからないと思うんですよ。改

善してください、速急に。やるか、やらないか答えてください。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

施設全体の温度を上げるということには、ちょっと経済的にもならないと思いますけれども、最低限、その勤務されている事務所の温度だけを今よりもやはり上げるような何らかの手だてを早急に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16 番

わかってから1年間も投げていたんですから、速急にというのは、いつころまで にできますか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

直ちに対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16番

ぜひよろしくお願いします。

以上です。

委員長

よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

6目情報館運営費。

14番、田宮委員。

14 番

情報館のことについて、問題は、資料費の問題なんです。これだけ財政が苦しくなってくると、資料費が目つけられるというのはもうどこでもそうなんですね。こういうことについては、前も議会で論議をしたところでありますけれども、資料費というのは図書館、情報館の命なんですね。これがきちんと確保されないと、古本屋になってしまうんですよ。古本屋の情報館なんていうのは役に立たないと。特に、私は、次代を背負う厚岸町の子供たちが、随分と情報館に行って、読書をしたり、あるいは視聴覚でいろいろなものを楽しむというようなことがやられております。行政評価でいえば、大きな三重丸ぐらいつくのではないですか、助役さん、収入役さん。私は、そう思うんですね。とにかく、何でも一律に大なたを振るえばいいというようなものではないと思うんですね。やはり、この資料費についてはきちんと確保していただく、そういうことが大変大事だと思うんですが、いかがでありまし

ようか。

委員長

情報館館長。

情報館

ただいまの質問にお答えいたします。

平成16年度の情報館の予算要求については、町の運営方針にのっとり、他の課と同様に、現在ぎりぎりのところで作成作業を行っております。そして、ただ、ご承知のように、今、田宮委員がおっしゃいましたように、情報館の資料費というのは情報館にとって生命だということでございますけれども、今回は、それさえも手をつけねばならないという逼迫した状況がございまして、現在のところ、数%削減の方向で、情報館の内部で検討協議しているというのが実情でございます。

ちなみに、情報館の資料購入費といたしましては、図書教材購入という名称でございますけれども、 1,500万円あります。この部分につきまして、特別の枠内に数%の削減を図るということでございます。ただ、この検討協議事項は、現在の16年度内の逼迫した状況での特別な例外的な措置として見るという財政改革推進委員会の方針でございます。ですから、財政状態がこの状態から抜け出たときには最低限もとに戻しますという方針がございまして、それにのっとって作業を進めているというのが情報館の事務方の立場でございます。

以上です。

委員長

14番、田宮委員。

14 番

こっちの方にも話したいんですよね。確かにわかります。考えられることは、聖域はないんだと、とにかく苦しいときにはというふうなお考えだというふうに思うんですけれども、やはり、どういう役目をしているのか。それから、厚岸町の将来を担う子供のためにも、いい環境をやはりつくるということは、私大事なことだというふうに思うんです。そういう点で、教育長ひとつ、あなたは、図書館の生き字引というか、図書館から生まれてきた人間のような方でございますので、十分その点は主張してやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

委員長

教育長。

教育長

開館以来、資料費については何とか手をつけずに、その枠をカバーする中で、例 えば、5%であると、資料費に手をつけないと8%になるというふうな状況も何年 か続きました。今大変財政厳しい中で、私たちも情報館とも話し合ったんですが、 資料費に手をつけるということは大変苦しいし、これは、決して節約ではないと。 サービスの直接の低下につながっていくという認識をもちろん私自身持っております。このことについては、もちろん職員が一生懸命その分カバーするわけですけれども、ほかの図書館を見ても、どうしてもどんどん資料費が下がっていくに比例して利用が下がってくるというのは、これは、ほかの例引くまでもなく、そういう状況が出てまいります。先ほど館長が答弁いたしましたけれども、特別の措置として、何とかこの難局を乗り切りたいという長と一緒の考えの中で今回の措置とさせていただきました。ぜひその点ご理解を賜りたいと、かように存じます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、進めてまいります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2目社会体育費、3目温水プール運営費、4目学校給食費。

ございませんか。

(な し)

委員長 │ 10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費。

ございませんか。

(な し)

委員長 5目水産施設災害復旧費、4項その他施設災害復旧費、4目衛生施設災害復旧費。

11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子。

ございませんか。

(なし)

委員長 12款給与費、1項1目給与費。

16番、竹田委員。

16番 ここに出ている住宅手当という部分について、ちょっと関連して質問したいんですけれども、第2次財政運営基本方針の中の総務課の職員住宅料の見直し、民間貸

し住宅と比較して低料金となっている住宅料20戸、最低 2,600円、最高 9,000円額

を見直す方向で検討中というのがあるんですけれども、この検討中ということに対して、この住宅手当、今回の第2次財政運営基本方針の中に、町民に対しては値上げのことを細かく書いているんですけれども、片や自分のことになると検討中というのは、ちょっと速急にやはり考えて、自分たちもこうやって値上げして払うんだから住民の方にも値上げしたいというのが順序だし、筋道でないかというふうに思うんですよ。だから、こういう部分についても、やはり住民に対して優しさがないというふうに思われがちなんですよ。こんなもの、1,000円でも500円でも上げたら何とかなるのに、手もつけないで値上げの方向だけやるということに関しては非常に遺憾なんですね。

町報にも、値上げの部分についてはもう載せて、情報を流している。だれが許可したのかわからないけれども、勝手に新聞にも出てしまって、値上げの部分についても、何か上げるんだぞという住民に呼びかけみたいなのをしておいて、あおらせておいて、新聞にも出てしまった。住民感情は、物すごいやはり腹が立つと思うんですよね、まだ委員会で話もしていないうちから。そんなことで、こういうことがわかってくると、おもしろくないわけですよ、住民としては。その部分についてちょっと、見直す方向で検討中というんですけれども、どういうふうに見直す方向性があるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

委員長総務課長

総務課長。

お答え申し上げます。

竹田委員さんおっしゃられる部分につきましては、町が所有している職員住宅の いわゆる家賃、住居料の関係のご質問かというふうにとらえさせていただきます。

これにつきましては、確かにおっしゃられるとおり、いわゆる財政改革の形の中で、16年度実施ということで、現在50%増、現在の家賃を 1.5倍にしたいと。これにつきましては、同種の民間家賃、こういったものを見まして、それとの比較においてそのような形をとりたいということで、調整というのは、現実にでは50%の額、それぞれの例えば建物の大きさだとか経過年数、こういうものがありますから、その中でどういうような数値をとらえるかという部分を詰めをさらに進めたいと。こういう意味で、16年度に実施という基本方針を出させていただいているということでございます。なお、これらの財改につきましては、第2次に向けて、そういった方向で今調整を図っていると、こういうことでございますので、ご理解をいただき

たいと思います。

委員長 よろしいですか。

16番、竹田委員。

16番 現方針の短期プログラムを引き続き実施、実施と2つも続けて書いているものだから、すぐやれるのかなと思ったんだけれども、言葉に……。それは冗談ですけれども、実施、実施と書いてあるから、すぐやるのかなと思った。ぜひ、そういうことで検討してもらいたい。わかりました。よろしくお願いします。

委員長 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、進めてまいります。

119ページから 122ページまで、給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻り願います。

次に、第2表、地方債の補正、5ページから6ページでございます。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ■ 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案 109号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題とい

たします。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から進めてまいります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、3目高額医療費共同事業負担金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費等交付金。 ございませんか。

(な し)

委員長 8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項徴税費、1目賦課徴収費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2款保険給付費、1目療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費。

ございませんか。

(な し)

委員長 5目審査支払手数料、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、4項出 産育児諸費、1目出産育児一時金。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費。

ございませんか。

(な し)

委員長 3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、2目老 人保健事務費拠出金。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費。

ございませんか。

(な し)

委員長 12ページから15ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(「1番、議事進行」の声あり)

委員長 1番、室﨑委員。

1 番 議案第 110号以降に関しての取り進めの仕方でありますが、現在、款項目で行っておりますが、これを款項で進めてはいかがかと存じまして、議長から皆さんに計らっていただきたいのでありますが。

委員長 ただいま、1番、室崎委員から提案がございました。款項で行ってはいかがかと いう提案でございますけれども、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、それでは、款項で進めてまいります。

委員長 それでは、次に、議案第 110号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予 算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

それでは、款項で進めてまいります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員長 6款諸収入、1項雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に進みます。

2款水道費、1項水道事業費。

ございませんか。

(な し)

委員長 10ページから12ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 111号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といた します。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

ございませんか。

(な し)

委員長 2款国庫支出金、1項国庫負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長 3款道支出金、1項道負担金。

4款繰入金、1項一般会計繰入金。

5款諸収入、1項雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2款医療諸費、1項医療諸費。

ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第 112号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から進めてまいります。

2款使用料及び手数料、1項使用料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。

5款繰入金、1項一般会計繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員長

6款諸収入、2項雑入。

7款町債、1項町債。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

8ページ、1款下水道費、1項下水道管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2項下水道事業費。

2款災害復旧費、1項下水道施設災害復旧費。

14番、田宮委員。

14 番

この災害復旧費で、十勝沖地震の災害についてはすべて旧に復するというふうに 理解してよろしいですか。

委員長

水道課長。

水道課長

今のところ、これがすべてでございます。ただ、昨日と今日にかけて災害査定を 行っております。その結果、この事業費よりも若干少なくなっております。それに つきましては、3月の補正で補正したいなと思っております。今回、災害査定に出しておりまして、91%の採択率となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

3款公債費、1項公債費。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、16ページから18ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長1ページにお戻りいただきたいと思います。

第2条、地方債の変更、3ページから4ページまで。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 113号 平成15年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予 算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

2款財産収入、1項財産売払収入。

4款繰越金、1項繰越金。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款事業運営費、1項事業運営費。

ございませんか。

(な し)

委員長 10ページから12ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 114号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といた します。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

3款支払基金交付金。

ございませんか。

(な し)

委員長 1項支払基金交付金。

4款道支出金、1項道負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長

- 2項道補助金。
- 6款繰入金、1項一般会計繰入金。
- 8款諸収入、2項雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費、3 項介護認定審査会費。 ございませんか。

(な し)

委員長

- 4項趣旨普及費。
- 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。
- 3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金。
- 4款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費。
- 6款諸支出金、1項償還金、還付金。

ございませんか。

(な し)

委員長

6款諸支出金。

(な し)

委員長

次に、14ページから17ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長

なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 115号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、3項自己負担費収入。

8款繰入金、1項一般会計繰入金。

9款諸収入、1項雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。10ページ、2項施設サービス事業費。

ございませんか。

(な し)

委員長 14ページから17ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 116号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第3条、収益的収入及び支出、9ページをお開き願います。

収益的収入。

1款水道事業収益、2項営業外収益。

ございませんか。

(な し)

委員長 収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、2項営業外費用。

(な し)

委員長 次に、第4条、資本的収入及び支出、10ページをお開き願います。

1款資本的収入、1項企業債。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項補助金、5項工事負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、2ページへお戻り願います。

第5条は、企業債。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第7条、他会計からの補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、5ページ。5ページは、資金計画であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 6ページから8ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第3条、収益的収入及び支出、10ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項医業外費用。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出、14ページをお開き願います。

資本的収入から入ります。

1款資本的収入、2項補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項企業債償還金。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、2ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない費用。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、5ページは、資金計画であります。

6ページから9ページまでは給与費明細書。

ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算10件の審査は全部終了 いたしました。

よって、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻18時45分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年12月17日

平成15年度各会計補正予算審查特別委員会 委員長